

第 8 6 回九都県市首脳会議における首脳提案一覧

項番	提案名	提案都県市	ページ
ア	電気自動車等の普及に向けた支援の拡充について	横浜市	1
イ	円滑な物流の確保等に資する高速道路網の有効活用の推進について	東京都	11
ウ	中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化について	埼玉県	17
エ	更生保護活動における民間協力者への活動支援について	相模原市	26
オ	少額随意契約における上限額の見直しについて	川崎市	38
カ	大規模災害からいのちを守る防災 D X の推進について	神奈川県	46
キ	路線バスの維持確保に係る支援について	千葉市	55
ク	幼児教育・保育人材の確保及び定着に向けた支援について	さいたま市	68

電気自動車等の普及に向けた支援の拡充について（案）

2023 年の世界の平均気温が過去最高を記録するなど、気候変動問題が喫緊の課題となる中、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組として、自動車分野の脱炭素化を進めることが必要不可欠である。

電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）等の普及拡大は、九都県市における二酸化炭素総排出量の 18%を占める運輸部門での排出削減に不可欠であるとともに、EV 及び PHV（以下、「EV 等」という。）の蓄電池としての機能は、電力の系統安定化や再生可能エネルギーの有効活用、災害時のレジリエンス向上などに大きく貢献する。

九都県市内の自動車保有台数約 1,500 万台のうち、EV 等の割合は 0.7%程度に留まっている。

EV 等の普及が進まない要因として、車両価格がガソリン車と比べて高価となることや、航続距離の制約、EV 等ユーザーが利用可能な公共の EV 等用充電スポットの不足などが挙げられる。EV 等の普及拡大に向けては、ガソリン車との車両価格差を少なくするとともに、充電設備の設置等に対する国の支援を活用しながら、九都県市全体で充電環境を充実させ、回遊性を高める施策を進めることが重要である。

国は、「充電インフラ整備促進に向けた指針（令和 5 年 10 月経済産業省）」において、2030 年までに「公共用の急速充電器 3 万口を含む充電インフラを 30 万口設置すること」を掲げ、利便性が高く持続可能な充電インフラ社会の構築を目指すとともに、グリーンイノベーション基金事業等により、次世代蓄電池や次世代モーターの開発に対する支援を実施しているところである。

EV 等用充電インフラ整備の補助金は、令和 5 年度補正・令和 6 年度当初予算第 1 期の申請総額が予算額を大きく上回るなど、十分な対応ができているとはいえない。加えて、急速充電器を設置する際に高压受変電設備設置工事が嵩むことから支援の強化が重要である。

また、九都県市など大都市圏においては、集合住宅への充電器の導入促進が進まないことも課題となっており、その理由として、導入費や導入後の維持管理の負担について住民の合意形成が難しいことが挙げられている。

EV等の普及拡大を進めるためには、充電器を設置する事業者等に対する十分な支援を通じた充電環境の整備・充実、EV等の価格低減や性能向上等による導入促進が必要といえる。

そこで、以下の3点を要望する。

- 1 EV等用充電インフラ整備の補助金について、需要増に継続して対応できる十分な予算措置及び利便性の高い公道や商業施設、宿泊・観光施設等に設置する急速充電器の補助交付上限額を拡大すること。加えて、設置工事費を含む高圧受変電設備設置に対する補助上限額を引き上げること。
- 2 集合住宅への充電器の導入を促進させるため、集合住宅を供給する事業者等へ充電器の積極的な設置を促す政策展開を行うこと。
- 3 EV等の蓄電池の開発費等、技術開発に係る事業者への財政支援を強化すること。

令和6年 月 日

経済産業大臣 武藤 容治 様
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	熊谷俊人
	埼玉県知事	大野元裕
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

CITY OF YOKOHAMA

横浜市提案

電気自動車等の普及に向けた 支援の拡充について

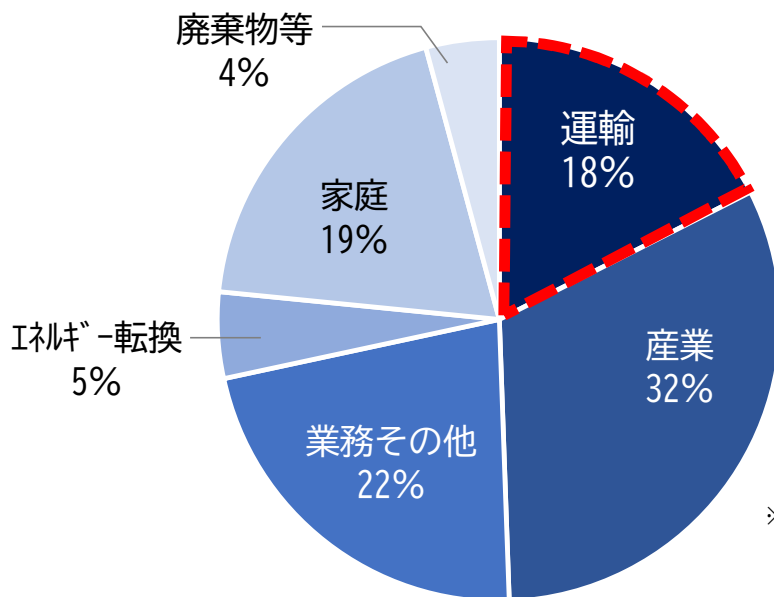
令和6年10月28日 第86回九都県市首脳会議

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

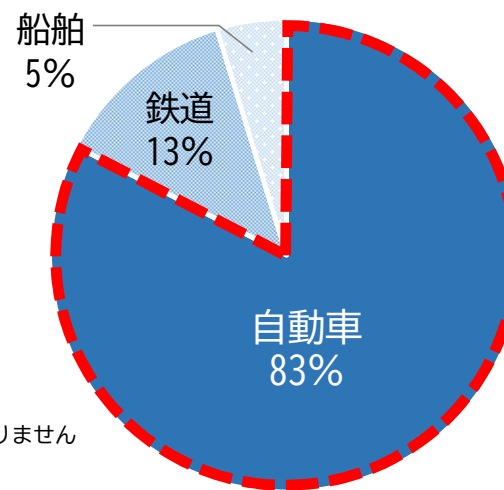
1 電気自動車等の普及促進の必要性

- 九都県市の二酸化炭素総排出量のうち、運輸部門が占める割合は約2割
⇒ カーボンニュートラルの実現に向けて、電気自動車（EV）等の普及が不可欠
- EV等の普及は、蓄電池による再生可能エネルギーの有効活用、災害時のレジリエンス向上などにも大きく貢献

九都県市における二酸化炭素総排出量の部門別割合



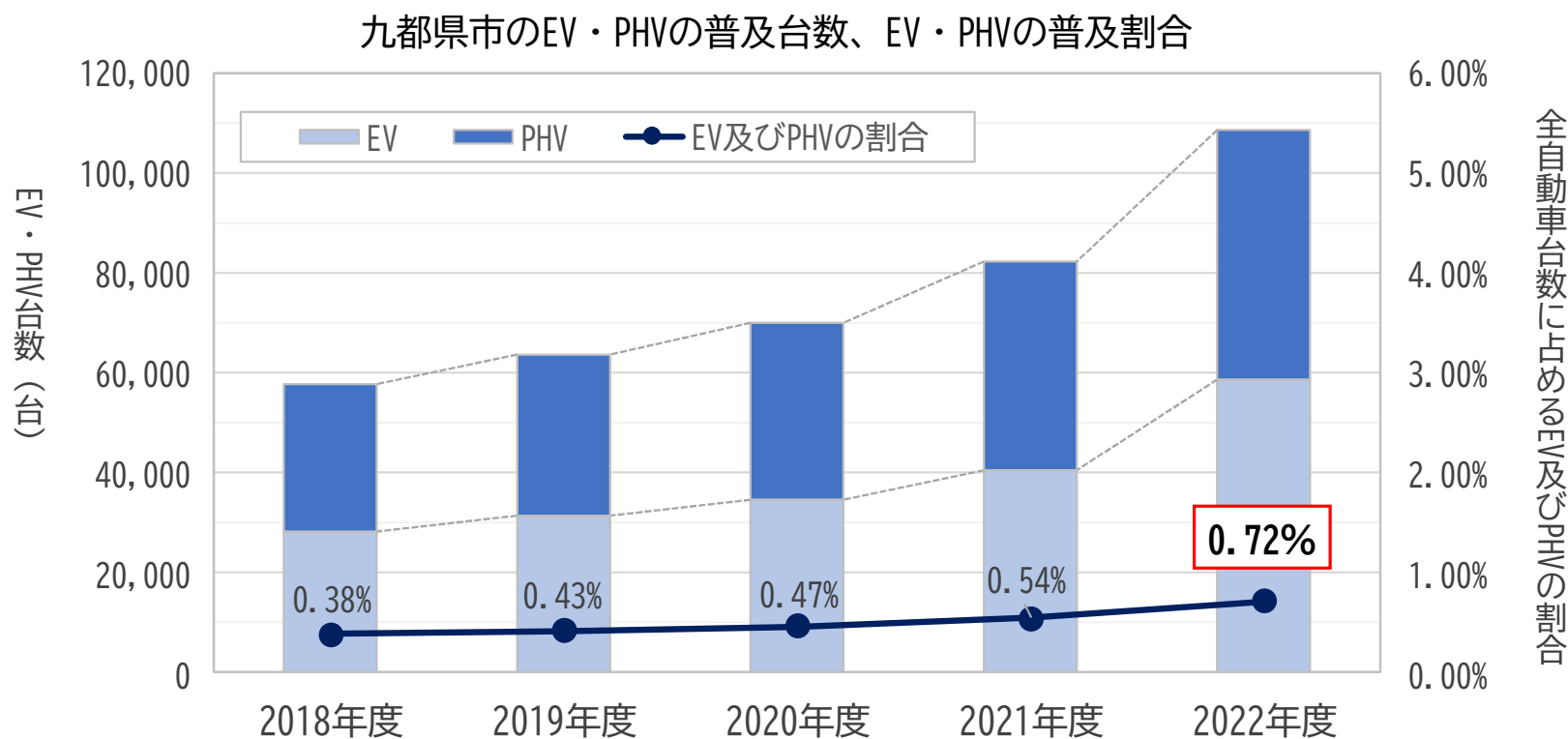
(参考) 横浜市域における運輸部門の分野別二酸化炭素排出割合



※構成比は四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません

2 電気自動車等の台数・普及割合の推移

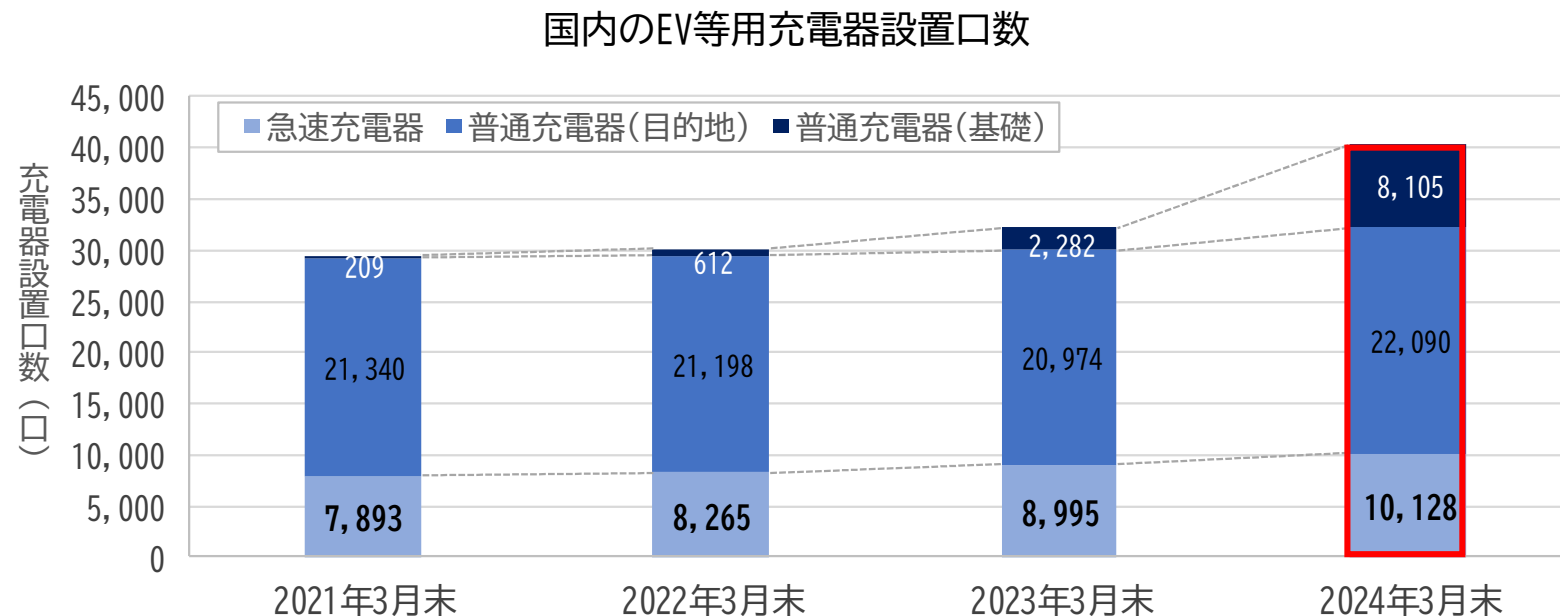
- EV及びプラグインハイブリッド自動車（PHV）の保有台数は増加傾向にあるが、
EV・PHV（EV等）の普及割合は九都県市全自動車保有台数の1%未満



出典：自動車検査登録情報協会及び軽自動車検査協会公表データより作成

3 EV等用の充電器設置状況

- 国の目標値：2030年までに充電インフラ30万口（公共用急速充電器3万口を含む）
- 令和6年3月末時点：約4万口が整備（公共用急速充電器約1万口を含む）
- ⇒ 車両の普及には、充電インフラの整備を進めることが重要



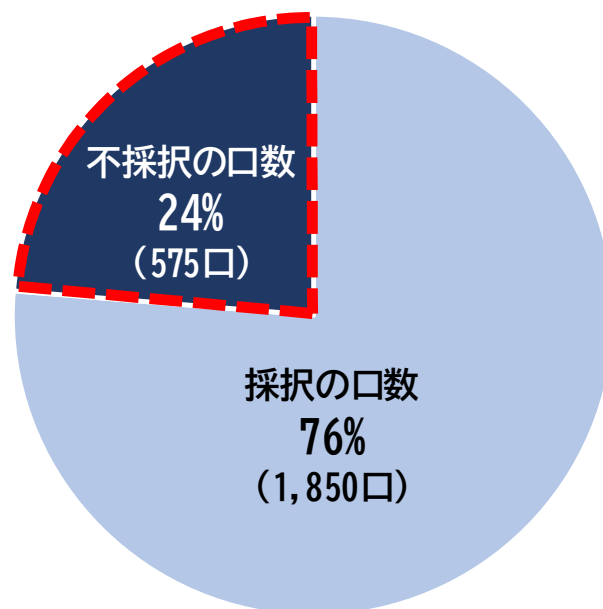
出典：第7回 充電インフラ整備促進に関する検討会（令和6年4月22日 経済産業省）事務局資料より作成

4 事業者の充電設備設置の課題

- 事業者のEV充電設備設置に対する補助において、国の予算額の制約等により、採択されないケースがある

⇒ 充電器設置の需要増に対応した事業者への支援が重要

国の補助金における急速充電器申請の採択状況



出典：令和5年度補正・令和6年度当初予算

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」充電設備 第1期の結果

(一般社団法人次世代自動車振興センター公表資料より作成)

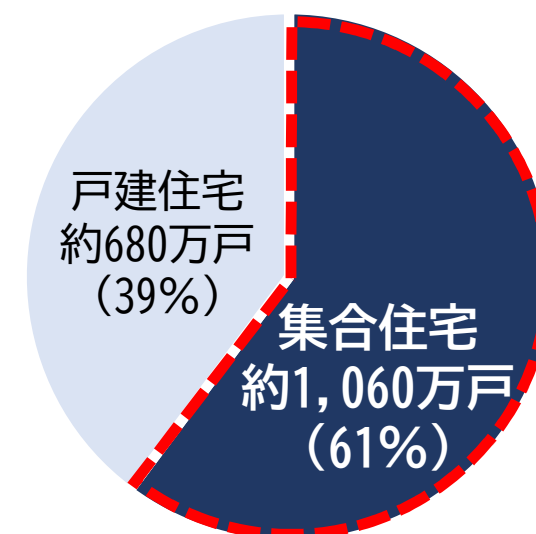
5 集合住宅における充電設備設置の課題

- 九都県市の住宅の 6割が集合住宅 であり、
EV等の普及拡大に向けては
集合住宅への充電設備の設置も重要
- マンションにおけるEV充電器設置数：
全国で約4,000基（2022年時点 民間調査）※

※ 出典：今後のマンション政策のあり方に関する検討会（国土交通省）とりまとめ 参考資料

⇒ EV等を保有する一部の住民への設備投資
であるため、
設置・維持管理等に係るコスト負担を含めた
住民の合意形成が課題

九都県市の建て方別住宅戸数・割合



出典：令和5年住宅・土地統計調査（国土交通省）
調査結果より作成

6 技術開発への支援の状況

- 国において、次世代蓄電池等の中長期的な開発支援や、蓄電池等の国内製造基盤強化に向けた短中期的な支援等が網羅的に行われている
⇒ さらなる普及拡大に向けて、性能向上や車両価格の低減等に向けた研究開発等に対する継続した支援が重要

国によるEV等用蓄電池等の技術開発等に対する主な支援

主な国の支援項目	概要
次世代蓄電池・ 次世代モーターの開発 (グリーンイノベーション基金)	蓄電池やモーターシステムの性能向上・コスト低減等の研究開発に対する事業者等への支援。 ・実施期間：令和4年度～令和12年度
蓄電池の製造サプライチェーン 強靱化支援事業	蓄電池・部素材・製造装置の設備投資及び技術開発に対する支援。 ・事業開始年度：令和4年度補正 (過年度においても蓄電池・部素材の製造盤強化の支援を実施)

7 要望事項

- 1 EV等用充電器のインフラ整備の補助金について、需要増に継続して対応できる十分な予算措置及び利便性の高い公道や商業施設、宿泊・観光施設等に設置する急速充電器の補助交付上限額を拡大すること。
加えて、設置工事費を含む高圧受変電設備設置に対する補助上限額を引き上げること。
- 2 集合住宅への充電器の導入を促進させるため、集合住宅を供給する事業者等へ充電器の積極的な設置を促す政策展開を行うこと。
- 3 EV等の蓄電池の開発費等、技術開発に係る事業者への財政支援を強化すること。

円滑な物流の確保等に資する 高速道路網の有効活用の推進について（案）

物流は、首都圏の経済活動や日常生活を支える重要な社会インフラであり、将来にわたってその機能を十分に発揮させていく必要がある。

こうした中、本年4月から働き方改革に関する法律がトラックドライバー等に適用され、担い手不足に加えて、時間外労働の上限規制の適用に伴い輸送力が不足し、物流の停滞が懸念される「物流の2024年問題」などに直面している。

このため、円滑な物流の確保に向けて、一層の効率化を図ることが重要であり、とりわけ、首都圏の物流を支えている高速道路網の機能を最大限発揮していくために、渋滞緩和等に取り組む必要がある。

渋滞緩和にも資するETC専用化については、令和6年1月の国土幹線道路部会において「半導体供給不足等により、ETC設備等の整備に遅れが発生」と公表されているが、スピード感をもって着実に進めていく必要がある。また、管理主体が異なる高速道路の境にある本線料金所については、交通の流れを阻害するだけでなく、事故の発生要因ともなっているため、その撤廃を順次進め、シームレスな利用を実現すべきである。

については、円滑な物流の確保等に資する高速道路網の有効活用の推進に向けて、次の事項を要望する。

- 1 ETC専用化については、令和2年12月に公表された国のロードマップに基づき、令和7年度の都市部（首都圏）概成に向け、工事工程の見直しを行うなど、着実な整備推進を図ること。
- 2 本線料金所については、早期撤廃を図るため、国がリーダーシップを発揮し、撤廃方法や撤廃時期等の課題に対して解決策を示すこと。

令和 年 月 日

国土交通大臣

斉藤 鉄夫 様

九都県市首脳会議

座 長	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	東京都知事	小 池 百合子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	本 村 賢太郎

令和6年10月28日（月）
第86回九都県市首脳会議

円滑な物流の確保等に資する 高速道路網の有効活用の推進



TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

円滑な物流の確保等に資する高速道路網の有効活用の推進

要望の背景

- 物流は、首都圏の経済活動や日常生活を支える重要な社会インフラだが、「物流の2024年問題」などに直面

高速道路網の機能を最大限発揮し、円滑な物流を確保

＜＜要望事項＞＞

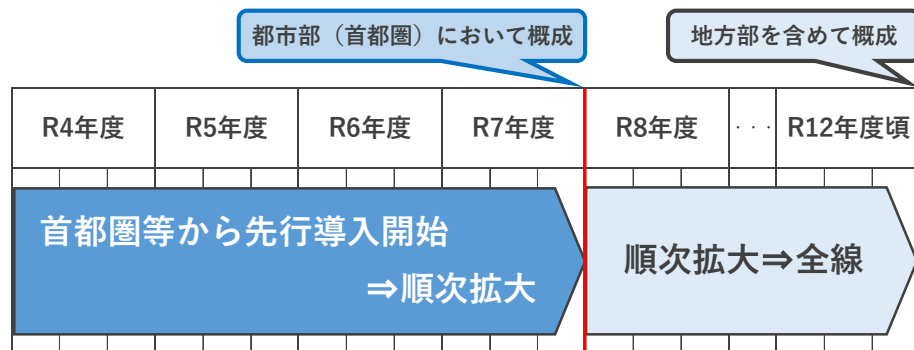
- ① E T C専用化の整備推進
- ② 本線料金所の早期撤廃

要望①

ETC専用化の整備推進

課題：ETC機器の製造に時間を要し、**整備に遅れが発生**

ETC専用化のロードマップ



ETC専用化の整備状況

(令和6年10月1日時点)

	出入口 料金所数	ETC 導入済数	整備率
都市部（首都圏）	326	47	14.4%

出典：首都高速道路ETC専用化連絡調整会議（第1回）資料を基に作成

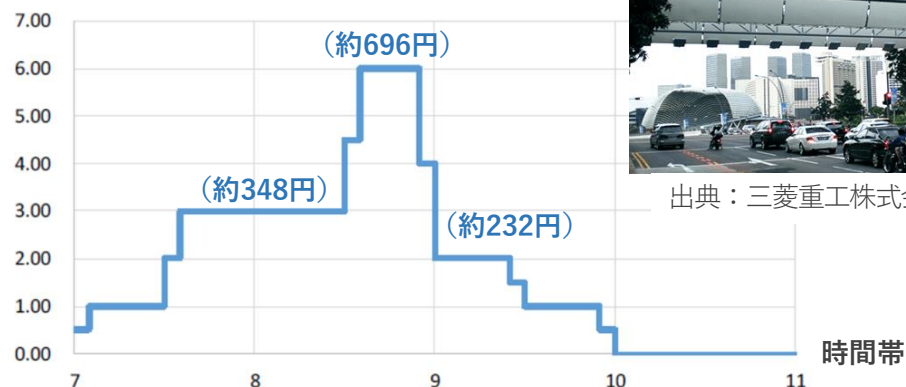
ETC専用化により期待される効果例

○都市部の渋滞緩和 (シンガポールのロードプライシング例)

混雑状況に応じて、料金が時間帯ごとに設定され、都心部の渋滞緩和に寄与

課金額（シンガポールドル）

※円換算：約116円/シンガポールドル



出典：三菱重工株式会社ホームページ

出典：社会資本整備審議会 道路分科会 第66回国土幹線道路部会資料を基に作成



国のロードマップに基づき、
令和7年度の都市部（首都圏）概成に向け、着実に整備推進

要望②

本線料金所の早期撤廃

課題：本線料金所は、交通の流れを阻害し、事故の発生要因

■首都圏（圏央道及びその内側）の本線料金所（29箇所）



■湾岸浮島本線料金所（撤去済）



撤去前(2011年)

40件発生



撤去後(2013年) 14件に

本線料金所の撤去により
事故件数が減少

出典：社会資本整備審議会 道路分科会第13回国土幹線道路部会資料を基に作成

国がリーダーシップを発揮し、
撤廃方法や撤廃時期等に対して解決策を提示

令和6年10月28日

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた 価格転嫁の円滑化について（案）

埼玉県知事 大野元裕

中小企業の持続的な賃上げを実現するためには、生産性の向上とともに、価格転嫁の円滑化により企業の稼げる力を高めていく必要がある。

本県では、令和4年9月に全国初となる「価格転嫁の円滑化に関する協定」を産・官・金・労の12団体で締結し、県内企業に「パートナーシップ構築宣言」の登録を直接働き掛けるなど、ワンチーム埼玉で取り組んできた。

また、価格交渉に役立つ「価格交渉支援ツール」及び「収支計画シミュレーター」の2つのツールを開発し、県ホームページで無料提供している。

さらに、県が金融機関の職員に研修を行い、両ツールや最新の支援情報を企業に周知していただく「価格転嫁サポーター制度」を展開し、企業の価格転嫁を後押ししている。

他方、企業のサプライチェーンは都県を越えて広がっていることから、全国の上場企業の約61%を有する九都県市が更に連携して取り組んでいく必要がある。

本県の先進的な取組を導入するなど、九都県市が連携して価格転嫁の円滑化に向けた取組を実施することを提案する。

（取組の例）

- ・ 本県が開発した各種支援ツール（「価格交渉支援ツール」及び「収支計画シミュレーター」）の事業者への周知
- ・ 事業者への支援施策の周知等に係る金融機関との連携
- ・ 九都県市における好事例の共有

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた 価格転嫁の円滑化について

令和6年10月28日（月）



彩の国
埼玉県

価格転嫁の円滑化に関する協定

全国初

令和4年9月に産・官・金・労の12団体で全国初となる「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し、ワンチーム埼玉で連携した取組を実施しています

協定締結の目的

成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業における賃上げを実現するため(略)適切な価格転嫁の気運を醸成することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業、小規模事業者の稼げる力を高めることを目的とする。



【協定締結団体】

- ・ 埼玉県
- ・ 関東財務局
- ・ 関東経済産業局
- ・ 埼玉労働局
- ・ 一般社団法人埼玉県商工会議所連合会
- ・ 埼玉県商工会連合会
- ・ 埼玉県中小企業団体中央会
- ・ 一般社団法人埼玉県経営者協会
- ・ 埼玉経済同友会
- ・ 一般社団法人埼玉中小企業家同友会
- ・ 一般社団法人埼玉県銀行協会
- ・ 日本労働組合総連合会埼玉県連合会

→各団体の担当者が日頃から顔の見える関係を構築。各団体の御尽力により予算に頼らず、実効性のある取組が可能となった

協定に基づく取組の概要

これまでの取組から分かった課題

- ・ 価格転嫁の県や国の支援策を知らない企業が多く、**周知が課題**（支援ツールも知らない企業が多いが、直接紹介すると大半の企業が関心あり）
- ・ パートナーシップ構築宣言（以下、宣言）の登録促進や支援策の浸透には、**企業への直接的な働き掛けが有効**
- ・ 価格交渉では依頼する側（受注者）、受ける側（発注者）ともに、適正価格の把握と**エビデンス資料の作成に苦慮**している

発注側企業、受注側企業の双方をプッシュ型で支援、価格高騰のエビデンスは簡単に“見える化”

発注側、受注側共通の取組

- ① **県内企業4万社**へ通知を郵送（宣言の登録依頼・実効性確保、価格転嫁に関する支援制度の紹介）
- ② 中小企業診断協会に委託し、価格転嫁相談窓口の設置、架電・訪問による宣言登録の働き掛け・登録サポート
- ③ 宣言企業へのインセンティブ拡充
- ④ 県広報誌や金融機関と連携した事業者向けの広報（社会的機運の醸成）
- 初** ⑤ **金融機関に御協力いただき「価格転嫁サポーター制度」を創設**

発注側企業（主に上場企業等）への取組

- ⑥ 国や金融機関と連携し、宣言登録や適正取引の推進について重点的な働き掛けを実施

受注側企業（主に中小企業）への取組

- 初** ⑦ **価格交渉支援ツールを開発**し、適正価格の把握や交渉を支援
- 初** ⑧ **収支計画シミュレーターを開発**し、価格転嫁の必要性を“見える化”
- ⑨ 中小企業診断士による**価格交渉ノウハウ獲得に向けた伴走型支援**の実施

価格交渉支援ツール

全国初

- 埼玉りそな銀行と連携し、価格交渉のエビデンス資料を簡単に作成できるツールを開発
- 埼玉県の独自データは含まないため、全国で利用可能

1,421品目の値動きを表示！

価格交渉支援ツール

- ✓ 価格交渉を行う際、エビデンス資料として活用できる
- ✓ 埼玉県HPから無料でダウンロード可能

ツールの活用方法

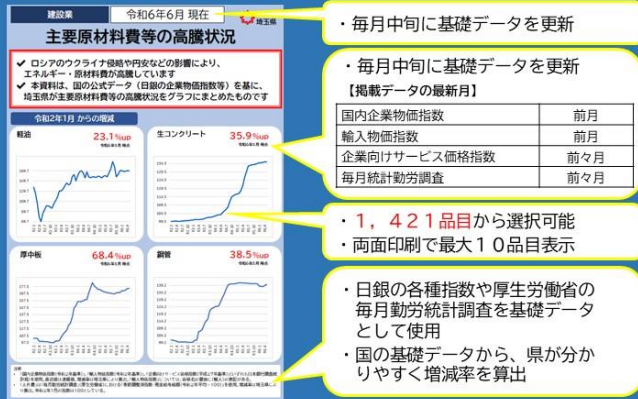
- ① 「価格交渉支援ツール」をダウンロード
- ② 「価格交渉支援ツール」を起動
- ③ 「業種」等を選択
- ④ 主要品目の価格上昇率等が表示
- ⑤ 資料を印刷し、価格交渉の場で活用
- ⑥ 適切な価格転嫁を実現



埼玉県 価格交渉支援ツール



価格交渉支援ツール 資料イメージ



建設業

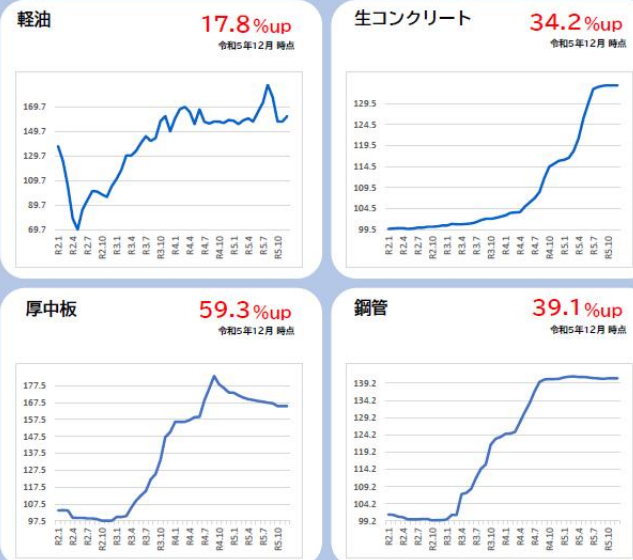
令和6年1月 現在



主要原材料費等の高騰状況

- ✓ ロシアのウクライナ侵略や円安などの影響により、エネルギー・原材料費が高騰しています
- ✓ 本資料は、国の公式データ（日銀の企業物価指数等）を基に、埼玉県が主要原材料費等の高騰状況をグラフにまとめたものです

令和2年1月からの増減



注釈
・「国内企業物価指数（令和2年基準）」、「輸入物価指数（令和2年基準）」、「企業向けサービス価格指数（平成27年基準）」（いずれも日本銀行調査統計局）を使用。直近値は速報値。増減率は埼玉県により算出。「輸入物価指数」については、価格名の最後に（輸入）の表記がある。
・「人件費」「毎月労働統計調査」（厚生労働省）における「季節調整済指数（現金給与総額（令和2年平均＝100））」を使用。増減率は埼玉県により算出。令和2年1月の指数は100としている。

主な特徴

- ① 県HPから、誰でも無料でダウンロード可
ツールダウンロード数 **25,650回**
(R6.10.20現在)
- ② 業種や品目を選択するだけで簡単に価格交渉の参考となる資料作成ができる
(代表的な品目を記載したPDFも掲載)
- ③ 日銀や厚生労働省のデータを基にしており、資料の信頼性が高い
- ④ 1,421品目の幅広い情報を網羅
 「国内企業物価指数」(807品目)、
 「輸入物価指数」(375品目)、「企業向けサービス価格指数」(238品目) など
- ⑤ 毎月の日銀発表に合わせ、県が速やかにデータを更新

■ お問い合わせ 埼玉県産業労働部産業労働政策課 048-830-3702

収支計画シミュレーター

全国初

- 埼玉県中小企業診断協会と連携し、表計算ソフトを活用した**収支計画シミュレーター**を作成
- 適切な**価格転嫁**をしない（できない）場合に、今後の収益にどの程度影響を与えるのかを“見える化”することで、**経営者に現状の課題についての認識を促す**

収益への影響を知るならこちら！
収支計画シミュレーター

✓ 価格転嫁と収益の相関関係が企業ごとに分かりやすく表示
✓ 埼玉県HPから**無料**でダウンロード可能

✓ ツールの活用方法

- ① 「収支計画シミュレーター」をダウンロード
- ② 「収支計画シミュレーター」を起動
- ③ 直近年度の財務情報を入力
- ④ 価格転嫁率などシミュレーション値を入力
- ⑤ 今後の収益性の推移について、結果を確認

埼玉県 収支計画シミュレーター

収支計画シミュレーター 資料イメージ

収支シミュレーション診断

・価格転嫁を行うことで、売上高増加率が年平均+3.0%となることを仮定して試算した結果です。
・価格転嫁をしなかった（できなかった）場合、上記価格転嫁をした場合との経常利益の差は5年間の累計で▲162,337千円となります。

① 価格転嫁をした(できた)場合の売上高・経常利益の推移

② 価格転嫁をしなかった(できなかった)場合の売上高・経常利益の推移

③ 価格転嫁をしなかった(できなかった)場合に発生する売上高・経常利益の推移

・今後5年間の長期的な収支について、価格転嫁の有無での比較が可能
・従業員の増減や賃上げにも対応し、損益計画の策定などにも利用可能

■ お問い合わせ 埼玉県産業労働部産業労働政策課 048-830-3702



主な特徴

- ① 県HPから、誰でも**無料でダウンロード可**
シミュレーターダウンロード数**5,321回**
(R6.10.20現在)
- ② シミュレーション結果を視覚的に分かりやすく表示
- ③ 今後5年間の長期的な収支について、価格転嫁の有無での比較が可能
- ④ 従業員の増減や賃上げにも対応
⇒ **価格転嫁以外にも利用可能**
- ⑤ 一般的な表計算ソフトを使用しており、利用しやすい
- ⑥ 価格交渉支援ツールとデータ連携しており、原材料価格等の上昇幅を踏まえたシミュレートが可能

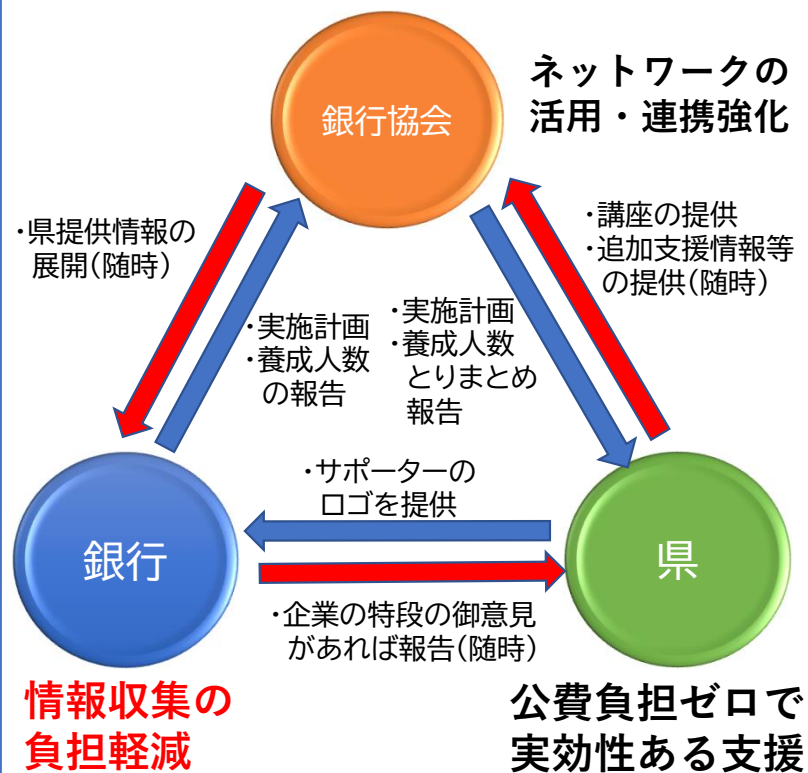
価格転嫁サポーター制度の創設・展開

全国初



- 県から参画する金融機関に対し、県や国の支援施策をパッケージ化した研修動画や資料集を提供
- 金融機関は行員を「価格転嫁サポーター」として養成し、企業に対して支援情報を直接お届け
- **金融機関との連携により長期にわたり自走できる支援体制を構築**

関係機関との連携(役割分担)



サポーターの活動内容・参画金融機関

<サポーターの活動>

- ① 県・国の支援施策の周知・つなぎ
- ② 可能な範囲での支援

- ✓ 「パートナーシップ構築宣言」の紹介、登録サポート
- ✓ 価格交渉支援ツールの紹介、使い方支援
- ✓ 収支計画シミュレーターの紹介、中小企業診断士の伴走型支援へのつなぎ
- ✓ 企業の意見を県にフィードバック

16金融機関が参画、4,309名(R6.9末)がサポーターとして活躍

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、飯能信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、埼玉縣信用金庫、東和銀行、埼玉信用組合、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、大光銀行、足利銀行、熊谷商工信用組合、埼玉県信用農業協同組合連合会、きらぼし銀行、山形銀行

専門家（中小企業診断士）による伴走型支援

- ◆ 中小企業診断士が支援を希望する企業を訪問し、価格交渉における課題の洗い出しから改善策の提示まで、**伴走型で無料支援**
- ◆ 「価格交渉支援ツール」や「収支計画シミュレーター」の効果的な活用方法などを支援 **実績：149社**(令和5年度)

伴走型支援による価格転嫁の事例

業 種：運輸業
従業員数：28名
資本金：2,000万円



◆支援内容

国全体で賃上げ、価格転嫁の流れがあることを提示しながら交渉するようアドバイス。

交渉材料とするため日々の経費、コスト上昇について数字で説明するとともに企業運営に必要な価格設定を試算した。

◆成果

- ①市場価格に見合った給与の支給
- ②車両運行に当たって適法性を確保出来る価格設定を確保するための必要価格として説明・交渉した結果、**20%増の価格改定に成功**した。

業 種：製造業
従業員数：82名
資本金：3,000万円



◆支援内容

顧客に必要な会社なら顧客も価格交渉に対応してくれると、社長の意識を変革した。現状の実際原価を把握し、現在の売価の元となった見積と異なる点を確認した。

顧客の要求品質レベルの高まりから来る不良率の上昇に伴う材料費の増加、製造要員の増加、労務費の単価の上昇、電力をはじめとする諸経費アップを原価の増加資料としてまとめた。

◆成果

メイン顧客に思い切った金額で要求したところ、心よく話を聞いてもらえた。次年度改訂しなくて良い金額の提示を要求され、**年1億の増額を提示して実現**した。

業 種：美容業
従業員数：6名
個人事業主



◆支援内容

今後の大幅な顧客増が見込まれない中、賃上げの影響や販管費の負担増などを、シミュレーターを活用して把握した。

単純な値上げではなく、美髪効果が高まる機器を導入することにより、**サービスの付加価値を向上し、価格改定を進める**こととなった。

◆成果

設備は無料体験期間を設けて顧客に体験してもらい、施術の仕上りを納得してもらうことで、設備を活用するメニューについて、**平均5～10%の価格改定を実現**した。

今後の取組（共同取組の提案）

- ✓ 企業のサプライチェーンは都県を越えて広がっていることから、九都県市が更に連携して価格転嫁の円滑化に向けて取り組んでいく必要がある
- ✓ 転嫁対策の推進には、発注側となることが多い上場企業への働き掛けが有効であり、全国の上場企業の約61%を有する九都県市が一体となり、機運醸成に取り組むことは効果的

提案内容

九都県市が連携して価格転嫁の円滑化に向けた支援を実施することを提案する

取組の例

- ① 本県が開発した各種支援ツール（「価格交渉支援ツール」及び「収支計画シミュレーター」）の事業者への周知
- ② 事業者への支援施策の周知等に係る金融機関との連携
- ③ 九都県市における好事例の共有

更生保護活動における民間協力者への活動支援について（案）

刑事司法手続から離れた犯罪をした者等への支援については、国から地方公共団体に支援の主体が移行するが、社会復帰を目指して行われる更生保護活動においては、保護司をはじめとする民間協力者の協力が必要不可欠である。

令和6年5月に滋賀県大津市で保護司が殺害された事件を受け、更生保護活動のイメージ悪化や支援対象者への偏見により、民間協力者の活動への影響が懸念される中、民間協力者が安心して活動していくためには、活動場所確保等の支援や更生保護活動に対する理解促進を、国と地方公共団体が一体となって行う必要がある。

国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定する中で、民間協力者の活動促進や関係者間の連携強化を掲げている。

また、地方公共団体においては、民間協力者に対する補助や、活動場所確保への協力及び犯罪予防活動等の地域活動への支援を行ってきたところである。しかしながら、これらの支援の多くは地方公共団体による自発的な協力を委ねられている。

例えば、保護司の活動場所の一つである「更生保護サポートセンター」等の面接場所の確保については、国が所有する公的施設の積極的な提供もない中、地方公共団体へ「民間協力者への協力依頼」が発出されているが、地方公共団体の公共施設は面接に適した場所が少なく、また、民間施設を借り上げた際の賃借料に対する補助を行うにしても財政的な負担は大きく、活動場所の確保に苦慮している実態がある。加えて、地方公共団体側からは、公平性の観点から特定の団体への支援が難しいといった問題もある。

また、再犯防止に係る取組においては、地域生活定着支援センターの支援対象とならない場合に、刑事司法機関から地方公共団体や民間協力者へ、生活困窮や障害等の課題を抱えた支援対象者に関する情報提供や引継ぎが行われず、適切な支援につながらない事案が生じており、これら関係者間の情報の引継ぎや、適切な連携ができる仕組みづくりが必要である。

さらに、更生保護活動への認知度が低いことにより活動内容が正しく理解されないことから、支援対象者が施設等から受入拒否をされる場合や民間協力者になることをためらう事案も発生しているため、支援対象者への偏見を解消し、民間協力者の認知度を向上させることは急務である。

については、更生保護活動における民間協力者への活動支援について、次のとおり要望する。

- 1 民間協力者の活動場所について、国においても所有する公的施設の提供等の手段を講じ、地方公共団体と一体となって確保に努めていくこと。
- 2 犯罪をした者等の適切な支援を地域で行えるよう、国が主体となって、国や地方公共団体、民間協力者間の情報の引継ぎや速やかな連携ができる仕組みを構築すること。
- 3 更生保護活動の認知度向上・地域への理解促進に向けた取組をより一層充実させること。
- 4 地方公共団体及び民間協力者に対する財政支援を新設・拡充すること。

令和6年 月 日

法務大臣

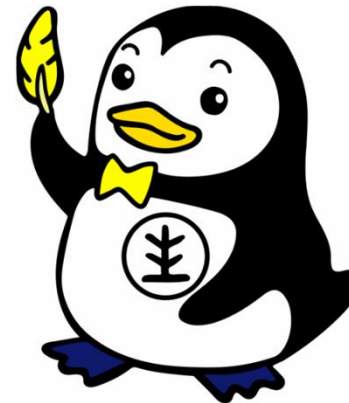
牧原秀樹様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	熊谷俊人
	埼玉県知事	大野元裕
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

第86回九都県市首脳会議 相模原市提案
令和6年10月28日

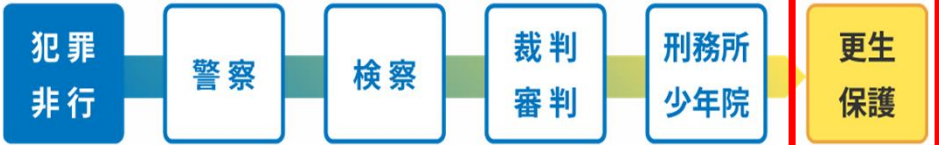
更生保護活動における 民間協力者への活動支援について



地方公共団体の取組と地域で活動する民間協力者

刑事司法手続から離れた後の犯罪をした者等への支援は国ではなく、地方公共団体が主体となるが、高齢や障害による生きづらさ等、様々な事情を抱えている場合があり、
行政サービスの提供だけで全て解決できない。

(行政サービスの例)
 生活保護制度、医療サービスの提供等



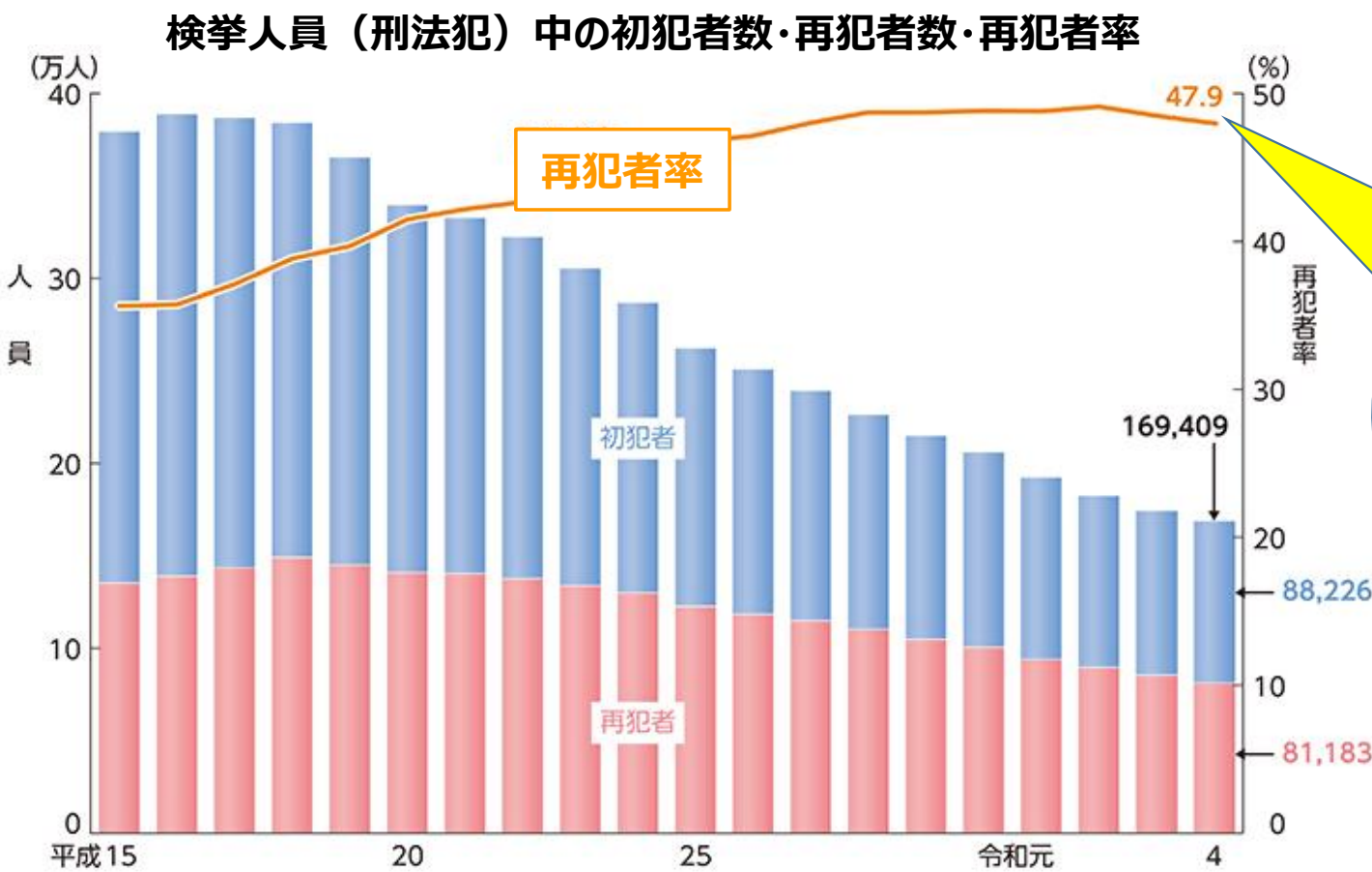
**犯罪をした者等への支援にあたっては、
 地域で活動する民間協力者の協力が不可欠**

- <更生保護ボランティア>

 - 保護司
 - 更生保護女性会員
 - BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会員
 - 協力雇用主
 - 更生保護施設職員 など
- <その他民間協力者>

 - 自助グループ
 - 地域生活定着支援センター
 - 弁護士
 - 社会福祉士
 - 精神保健福祉士 など

高止まりする再犯者率



出典：令和 5 年版犯罪白書

令和 4 年
再犯者率
約 50 %

犯罪を減らすには再犯防止が重要

令和6年5月滋賀県大津市で保護司が殺害される事件が発生

- ・更生保護活動のイメージ悪化
- ・支援対象者への偏見
- 民間協力者の活動への影響が懸念

(例)

- ・民間協力者に推薦しても辞退される
- ・支援対象者への偏見から地域の理解が得られにくくなる
- ・民間協力者の地域活動が委縮してしまう

民間協力者が安心して活動していくためには、

- ①活動場所確保等の支援
- ②更生保護活動に対する理解促進

国と地方公共団体が一体となって行う必要がある

○国の取組

- ・平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
- ・令和5年3月「第二次再犯防止推進計画」策定

→ **民間協力者の活動推進**や**連携強化**を掲げている

○地方公共団体の取組

- ・民間協力者に対する補助
- ・活動場所確保への協力
- ・地域活動への支援 等

→ 民間協力者に対する支援の多くは **自発的な「協力」**によるもの。

(例)「更生保護サポートセンター」の設置

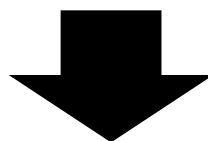
国からは、地方公共団体へ「協力依頼」が発出されているのみ

①場所の確保に関する問題

- ・プライバシーに配慮した公共施設が少ない
- ・民間施設を借り上げた場合の財政的な負担も大きい

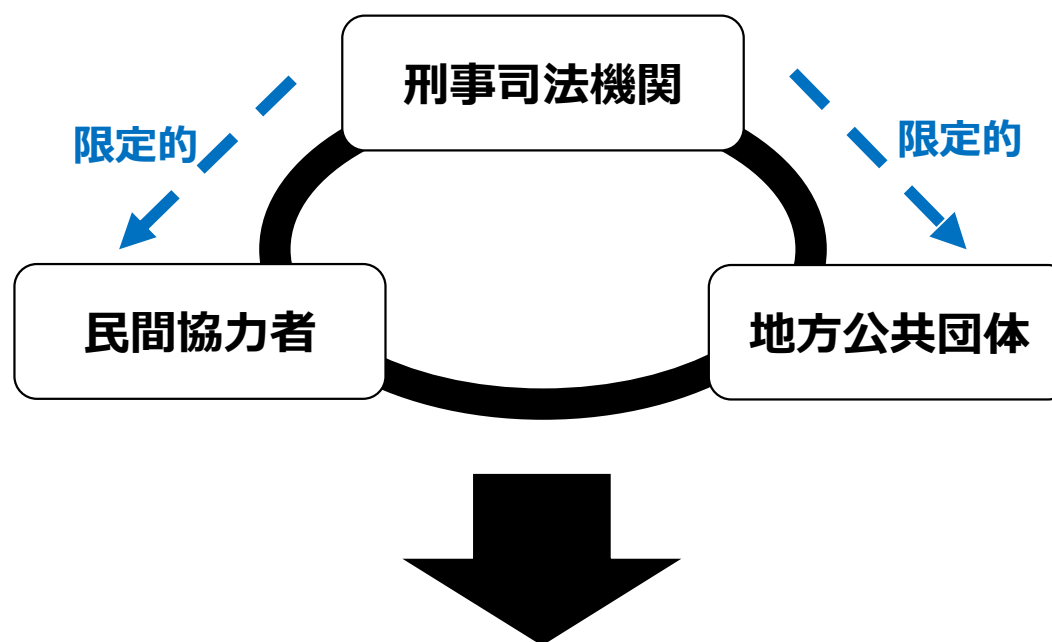
②公平性の観点からの問題

- ・特定の団体への支援が難しい



民間協力者からの要望に苦慮している

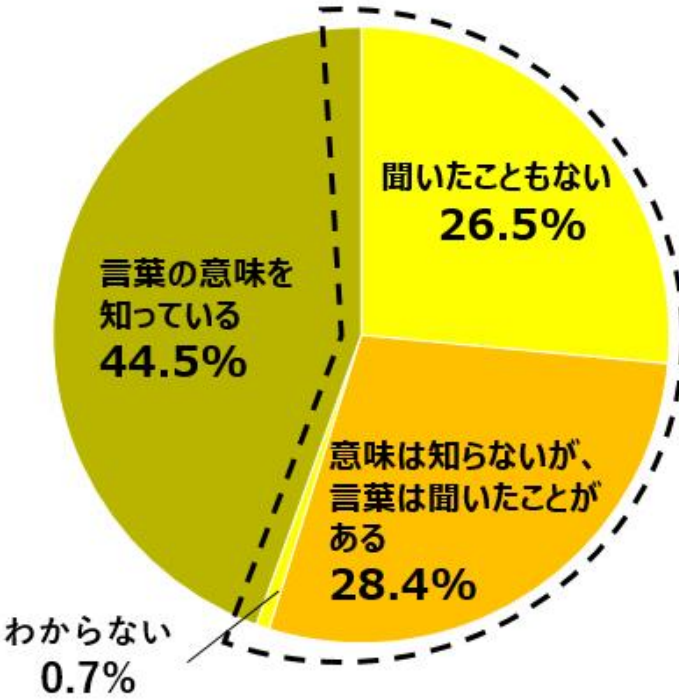
- ・支援対象者の情報を把握しているのは刑事司法機関
- ・民間協力者、地方公共団体への**情報提供や引継ぎが限定的**



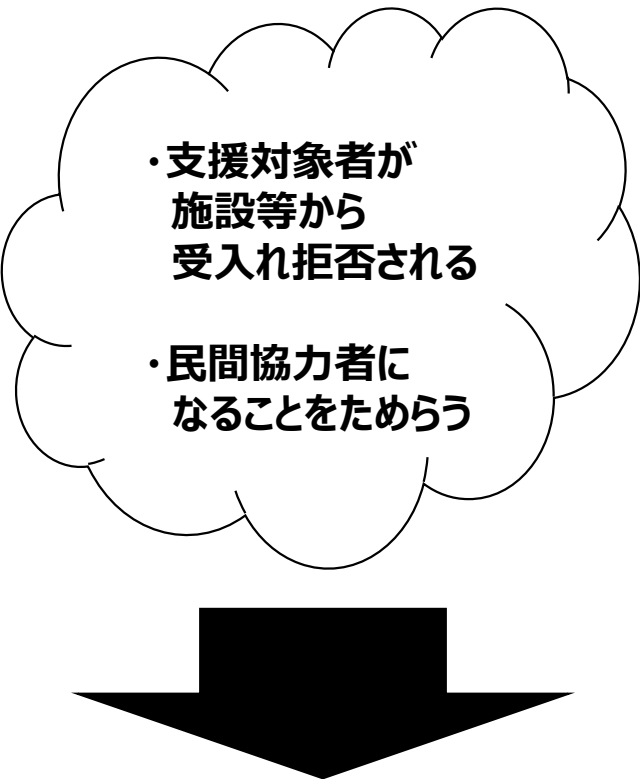
関係者間の情報の引継や適切な連携が出来る**仕組みが必要**

更生保護活動の認知度に関する課題

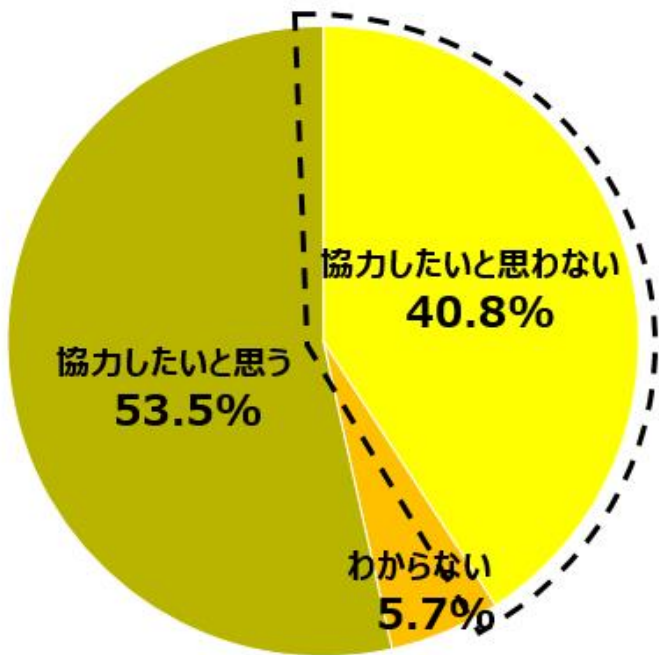
更生保護制度についての認知度



出典：基本的法制度に関する世論調査
(平成26年11月調査) 内閣府



犯罪をした人の立ち直りへの協力意向



出典：基本的法制度に関する世論調査
(平成30年9月調査) 内閣府

偏見の解消・認知度の向上が急務

1. 民間協力者の活動場所の確保

国においても所有する公的施設を提供する等、地方公共団体と一体となって活動場所の確保に努めること

2. 情報の引継ぎや速やかな連携

適切な支援が行えるよう、国が主体となって、国や地方公共団体、民間協力者間の情報の引継ぎや速やかな連携ができる仕組みを構築すること

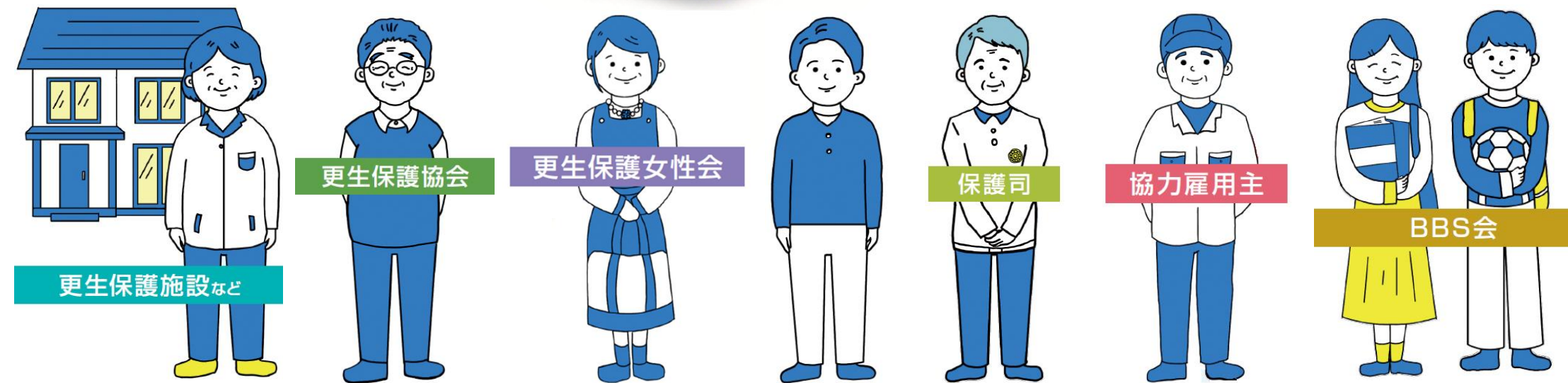
3. 認知度向上・地域への理解促進

更生保護活動の認知度向上・地域への理解促進に向けた取組をより一層充実すること

4. 財政支援

地方公共団体及び民間協力者への財政支援を新設・拡充すること

民間協力者の更生保護活動環境を整備し、 再犯防止を推進することで 「誰一人取り残さない社会」の実現



出典(イラスト)：更生保護パンフレット(法務省)

少額随意契約における上限額の見直しについて（案）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に定める、いわゆる「少額随意契約」は、同法で一般競争入札が原則とされている中で、少額な予定価格の契約まで競争入札を行うことにより地方自治体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、例外的に随意契約を可能とする制度である。

同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号別表第 5 に定める上限額については、昭和 57 年 10 月の第 37 次改正法の施行から改正されておらず、地方自治体の契約の現状や消費税率の引上げ、物価上昇等の社会経済情勢を反映していない。特に、工事又は製造の請負で都道府県及び指定都市の場合においては、昭和 57 年度時点における上限額は 250 万円で、建設工事費デフレーター（国土交通省）により現在の価値に換算すると、おおよそ 405 万円となるところである（建設総合：75.9（1982 年度）→123.2（2023 年度（暫定）））。

内閣府が実施している「地方分権改革に関する提案募集」においても、上限額の引上げが提案されてきたところであり、総務省は、平成 30 年の提案に対し、「国の少額随意契約の要件と均衡を図る必要があり、今後国の動向を注視していく」との見解を示し、令和 6 年 9 月には、上限額の妥当性を検証するため、契約の実態に関する地方自治体への調査が実施されたところである。

また、こうした中で、近年の物価上昇により中小建設業界を取り巻く事業環境はより深刻な状況におかれている。この少額随意契約の上限額を見直す規制緩和を行うことにより、地方自治体は、より迅速に、能率的に工事を執行することが可能となり、地元中小建設事業者にとっても、地方自治体からの発注手続が迅速化されること

による契約事務の負担が軽減され、公共工事も速やかに実施されることから、結果的に人件費や資材等の高騰に苦慮する地元建設業界の事業環境の改善や地域経済の活性化にも寄与するところとなる。

そこで、下記のとおり少額随意契約についての見直しを要請する。

- 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める上限額については、昭和57年度から見直しが行われていないことから、物価上昇などの社会経済情勢を考慮し、国の少額随意契約制度の見直しを含めて、地方自治法施行令の改正を行うこと。
- 2 地方分権を推進する観点から、地方自治法施行令について、少額随意契約を可能とする「上限額」を「参酌すべき基準」とするなど、各地方自治体が地域の実情に応じて自主的に定めることを可能とする制度設計を併せて検討すること。

令和6年 月 日

総務大臣 村 上 誠 一 郎 様

九都県市首脳会議

座 長	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	東京都知事	小 池 百 合 子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市長	山 中 竹 春
	川崎市市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	本 村 賢 太 郎

少額随意契約における上限額の見直しについて 川崎市提案

1 少額随意契約の概要

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる「少額随意契約」は、同法で一般競争入札が原則とされている中で、**少額な予定価格の契約まで競争入札を行うことにより地方自治体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、例外的に随意契約を可能とする制度**

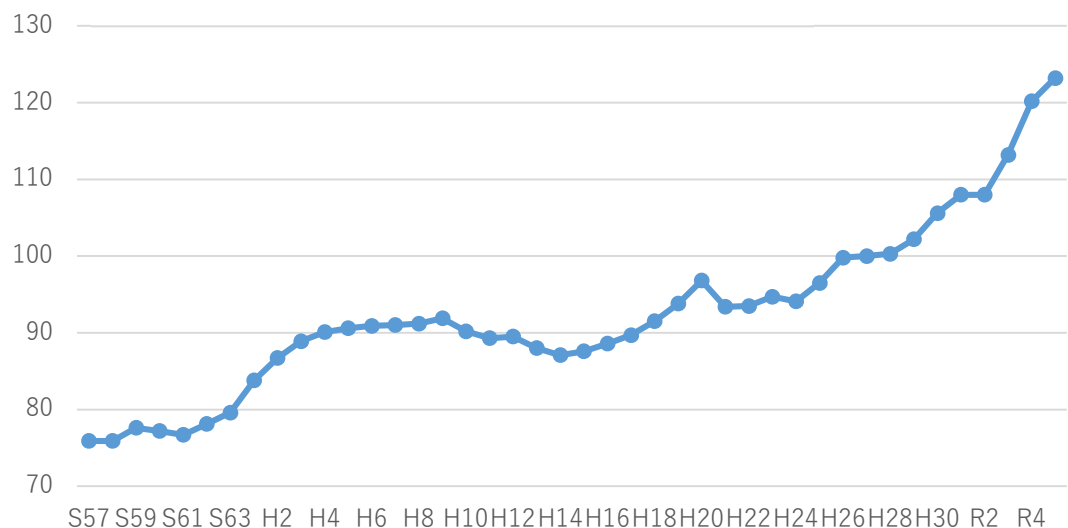
少額随意契約の上限額

契約の種類	都道府県・指定都市	市町村
工事又は製造の請負	2 5 0 万円	1 3 0 万円
財産の買入れ	1 6 0 万円	8 0 万円
物件の借入れ	8 0 万円	4 0 万円
財産の売払い	5 0 万円	3 0 万円
物件の貸付け	3 0 万円	3 0 万円
上記以外のもの（委託など）	1 0 0 万円	5 0 万円

2 最近の状況①

同法施行令第167条の2 第1項第1号別表第5に定める上限額については、昭和57年10月の第37次改正法の施行から改正されておらず、**物価上昇等の社会経済情勢や消費税の引上げ、地方自治体の契約の現状を反映していない。**

建設工事にかかる物価指標の推移



建設工事費デフレーター(H27基準)

工事又は製造の請負で都道府県及び指定都市の場合においては、昭和57年度時点における上限額は250万円で、建設工事費デフレーター(国土交通省)により**現在の価値に換算すると、おおよそ405万円となる**【建設総合: 75.9(1982年度)→123.2(2023年度(暫定))】。

【本市における契約の現状】

・公共施設において、市民の安全を確保する等の理由により迅速な改修工事が必要な事例において、工事価格が上限額を超えるため、まずは、市民の安全確保に最低限必要な部分的な補修を少額随契により実施し、その後改めて、その他部分の補修工事を発注する事例が発生している。

3 最近の状況②



これまで、内閣府が実施している「地方分権改革に関する提案募集」や指定都市市長会からの要請として、地方自治体が見直しを提案してきたものの、総務省から見直しに向けた方針は示されてこなかった。ただ、この度、総務省による地方自治体への契約実態調査が実施され、上限額の妥当性の検証が始まっているとみられる。

【平成30年の提案に対する総務省回答】

「国の少額随意契約の要件と均衡を図る必要があり、今後、国（財務省）の動向を注視していく」とされた。

【令和6年9～10月 総務省から地方自治体に対する実態調査実施】

少額随契における上限額の妥当性の検証を目的とした、都道府県・指定都市・市区町村（一部）に対する契約形態ごとの実績に関する経年比較の調査が実施された。

これまで、少額随意契約の対象となっていた工事が、近年の物価上昇により、対象外となることで、**中小建設業界にも影響が発生**している。

以前は少額随契として契約していた内容の工事を入札により契約せざるを得ない状況が生じたため、契約事務に係る**事業者負担の増加**や工事完成までに時間を要することによる**資金繰りへの影響**が懸念される。

4 見直しの効果



上限額の見直しにより、能率的な行政運営の実現と地元中小事業者の活性化を図ることが可能となる。

（１）地方自治体は、より迅速に、**能率的に工事を執行**することが可能となる

（２）地元中小建設事業者にとっても、地方自治体からの発注
手続が迅速化されることにより**契約事務の負担が軽減**

（３）公共工事が速やかに実施されることから、結果的に人件費
や資材等の高騰に苦慮する**地元建設業界の事業環境の改善**や
地域経済の活性化にも寄与

5 国への要望内容



(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める上限額については、昭和57年度から見直しが行われていないことから、物価上昇などの社会経済情勢を考慮し、国の少額随意契約制度の見直しを含めて、地方自治法施行令の改正を行うこと。

(2) 地方分権を推進する観点から、地方自治法施行令について、少額随意契約を可能とする「上限額」を「参酌すべき基準」とするなど、各地方自治体が地域の実情に応じて自主的に定めることを可能とする制度設計を併せて検討すること。

大規模災害からいのちを守る防災 DX の推進について（案）

令和 6 年元日に発生した能登半島地震は、死者 300 人、避難者 4 万人を超える大災害となったが、過酷な被災地での救援活動で大きな力を発揮したのがデジタル技術である。住宅の被災で、生活の基盤を失った多くの被災者が避難所や在宅、知人宅など様々な場所に散在する状況にあって、被災自治体では、国や防災 DX 官民共創協議会などの支援の下、交通系 IC カードや LINE アプリなどで避難者を把握、管理する仕組みを導入した。また、広範囲に及ぶ深刻な通信障害の中、民間の協力で衛星通信機器が導入され、被災者支援や応急活動に大きく貢献した。

災害対応を円滑かつ迅速に展開し、住民のいのちを救うためには、進展著しいデジタル技術の活用は必須であり、予防から応急対策、復旧・復興など、災害対応のあらゆるフェーズに有効かつ重要なインフラといっても過言ではない。

切迫性が指摘される首都直下地震は、避難者が優に 100 万人を超える国難レベルの大規模災害となる懸念がある。首都圏を構成する九都県市として、災害対応にデジタル技術を活用する防災 DX の推進は、災害関連死ゼロを目指し、大規模災害に備える上で必須の重要課題である。

一方で、デジタル技術を活用したシステムの導入等にあたっては、災害対応が広域化し、全国からの応援が常態化する中、誰でも運用できる全国標準とすることが望ましい。さらに、システムの導入や運用に係る過重な財政負担や人材育成など、DX の推進には課題が多く、国の強力なリーダーシップと支援が必須である。

そこで、九都県市が着実に防災 DX を推進できるよう、次の事項に特段の配慮を行うよう求める。

- 1 能登半島地震で活用されたデジタル技術等や衛星通信機器について、指定公共機関等の供給体制や、自治体が導入する際の技術面、財政面からの支援を強化すること。
- 2 令和 6 年 4 月に運用が開始された、「新総合防災情報システム (SOBO-WEB)」について、自治体や防災関係機関が、迅速で効果的な災害対応を行うために必要なデータ整備を早期に実現すること。また、自治体の防災情報システムとの接続のために必要な自治体側のシステム改修についての技術支援及び財政支援を強化すること。
- 3 国が実証事業として進める、マイナンバーカードを避難者の把握・管理や避難所運営に活かすシステムについて、国や自治体が統一的に対応できるよう、標準化を図るとともに、実用化された場合の自治体の導入に対して、強力に財政支援すること。併せて、災害時に同システムで取り扱う被災者の個人情報について、災害関連

法令における扱いを明確化すること。

また、能登の被災地で実際に活用され、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ「TYPE S」で広域実証が行なわれるデジタルを用いた被災者データベースについて、広域災害での活用が出来るよう早期のシステム構築と関連法令の整備を進めること。

- 4 災害のたびに課題となる被災家屋の認定調査を円滑かつ迅速に行えるよう、徹底した簡略化を行うとともに、仮想空間上にデジタル複製が可能なデジタルツインや A I などの新技術を活用した効率的なシステムの開発と標準化に取り組むこと。
- 5 応急復旧に有効な 3 次元点群データの活用が進められるよう、財政支援を行うとともに、国土全域の 3 次元点群データを高精度かつ必要十分な頻度で取得し、自治体等が 2 次利用できるよう、オープン化を進めること。

令和 6 年 月 日

内閣府特命担当大臣 坂井 学 様
デジタル大臣 平 将明 様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	熊谷俊人
	埼玉県知事	大野元裕
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

大規模災害からいのちを守る防災DXの推進

提案の背景

能登半島地震の被災地で起きていたこと・・



通信障害



システム接続の壁



散在する避難者の把握



膨大な被災家屋調査

これらの課題解決には、「**防災DXの推進**」が不可欠
切迫性が指摘される首都直下地震対策に取り組む
九都県市に共通する課題

大規模災害からいのちを守る防災DXの推進

提案項目

九都県市が着実に防災DXを推進できるよう..

国に取組強化や支援を求めるため、**全5項目**の提案を行う

項目1 大規模災害時の通信確保

項目2 防災情報システム間の接続

項目3 避難者支援システム
被災者データベース の整備

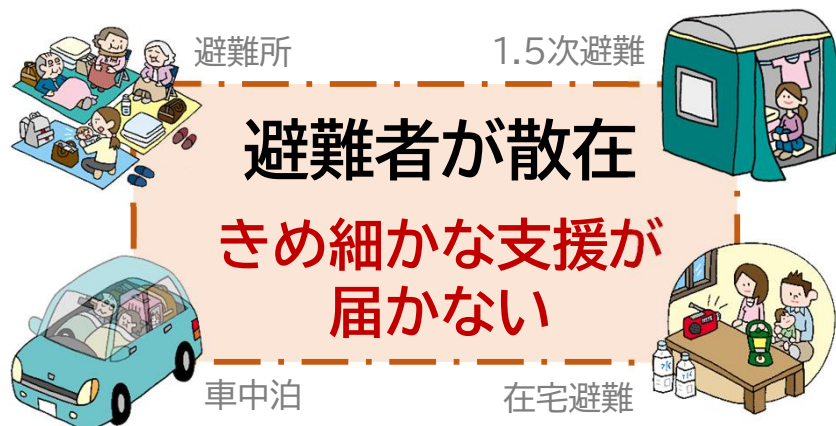
項目4 被災家屋認定調査の
円滑化・迅速化

項目5 3次元点群データの利活用

避難者支援システムの整備

現状と課題

能登半島地震の被災地では・・



避難者を
把握・支援する
ために

一部の被災地では

交通系ICカードや
LINEアプリ等を
用いた支援で成果



国は「避難者支援システム」の実証事業を進めているが・・

どの自治体でも運用できる
全国標準のシステムとする
必要がある

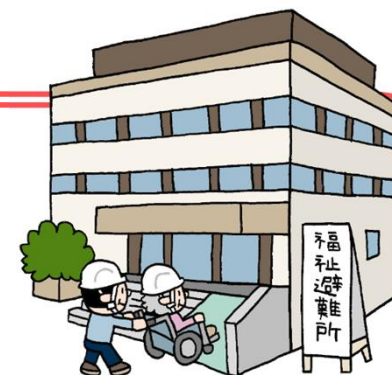
システム整備・運用
にかかる自治体の費用
負担が大きい

個人情報の取扱いが
不明確である

避難者支援システム整備のため

国と自治体が統一的に対応できるよう

- システムの標準化
 - システム導入に対する強力な財政支援
 - 個人情報について、災害関連法令における扱いの明確化
- を国に求める



被災者データベースの整備

現状と課題

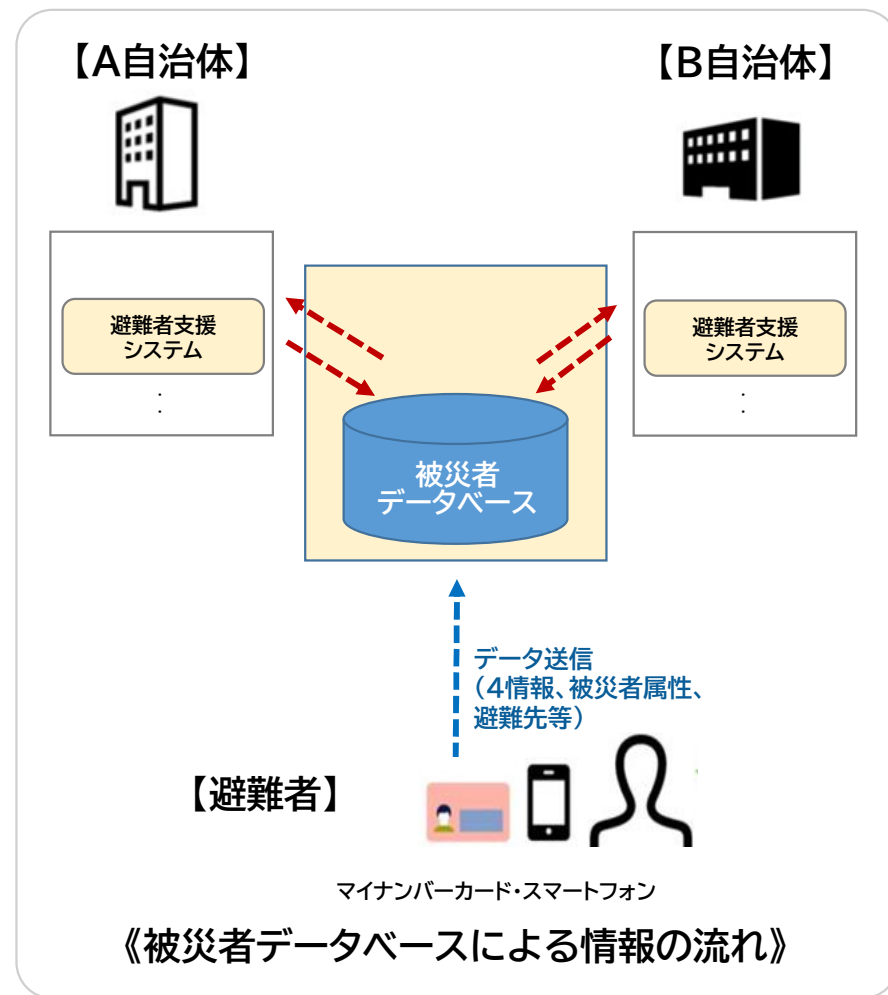
「**避難者支援システム**」を活用し、迅速な被災者支援につなげるため、住民基本台帳やマイナンバーカードなどを活用し、被災者の情報を一元的に管理することが必要

しかし

様々な種類・形式の被災者情報が分散している

被災者情報の集約・名寄せに多大な事務負担が生じる

指定避難所以外の避難先では被災者名簿の作成が難しい



発災直後から復旧・復興まで 切れ目のない被災者支援の実現のため

能登半島地震における「**被災者データベース**」を、
さらに充実・強化し、他の広域災害でも活用できるよう

- **早期のシステム構築**
- **関係法令の整備**

を国に求める



大規模災害からいのちを守る防災DXの推進

提案項目

九都県市が着実に防災DXを推進できるよう..

国に取組強化や支援を求めるため、**全5項目**の提案を行う

項目1 大規模災害時の通信確保

項目2 防災情報システム間の接続

項目3 避難者支援システム
被災者データベース の整備

項目4 被災家屋認定調査の
円滑化・迅速化

項目5 3次元点群データの利活用

路線バスの維持確保に係る支援について（案）

多様な公共交通機関が集積する首都圏において、路線バスは、地域の公共交通ネットワークの一つとして重要な役割を担っているが、コロナ禍を経た利用低迷や燃料価格高騰等による路線バス事業者を取り巻く経営環境の悪化に加えて、時間外労働の上限規制により、全国で慢性的な運転手不足に拍車がかかり、都市部においても減便や路線廃止が相次いでいる。

このような状況の中、路線バスを維持確保するための運転手の確保・育成などについて、各自治体、路線バス事業者においても地域の実情に応じた様々な対策を講じているが、地域をまたぐ路線バス事業においては、自治体単位での対策には限界もあり、十分な運転手の確保には至らない状況となっている。

国においても、適切な賃金水準確保のための取組や、運転手の担い手確保につながる魅力発信のほか、多様な人材・働き方に対応した職場環境の整備、ICTを活用した運転手の労務負担の軽減などに取り組んでいるが、路線バス事業では人手不足への対応が急務となっていることから、これらの取組の一層の強化が求められている。

また、国は、地域公共交通の利便性・生産性・持続可能性を高めるため、「地域公共交通のり・デザイン」を示したが、その中で、交通DXによる省人化と経営改善にも取り組むこととしており、自動運転など先端技術の導入を引き続き推進するとともに、交通DXの効果を最大化するため、国、自治体、路線バス事業者それぞれが保有するデータを共有し、それらに基づいて施策を検討するための環境整備が重要である。

この点、国がバス情報のデジタル化・標準化のフォーマットとして定めるGTF Sについては、国主導による一層の普及が望まれ、導入に対する支援の強化が必要であるとともに、併せて各路線バス事業者が自らの経営改善に生かせるよう、技術的支援の強化も不可欠である。さらに、GTF Sの普及は、平常時の地域公共交通施策の合理的な選択を可能とするのみならず、災害時においても、運休、迂回、増発等の情報を正確に利用者に伝えることを可能にするものでもある。

以上のことから、路線バス事業者の運転手の確保・育成及び経営改善を図るなど、地域住民に不可欠な移動手段を担う路線バス事業を持続可能なものとするため、次の事項を国に対し要望する。

1 運転手の確保・育成のため、国における支援の更なる充実を図ること。

また、多様な人材の雇用を促進するため、路線バス事業者における労働環境の確保、労務管理体制の整備、運転手の負担軽減に資する車両や設備等の導入に対する財政的支援等を拡充すること。

2 バス事業のD Xについて、自動運転バスの導入を一層推進するとともに、国が主導してバス情報のデジタル化・標準化を加速し、路線バス事業者へのシステム整備等に対する財政的支援を拡充することと併せて、専門家の派遣や研修の実施等による技術的支援を強化すること。

また、バス情報を整理・可視化し、各自治体等が必要に応じて利用できる環境を整えること。

令和6年 月 日

国土交通大臣 齊 藤 鉄 夫 様

九都県市首脳会議

座 長	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

第86回九都県市首脳会議資料

路線バスの維持確保に係る支援について

千葉市提案



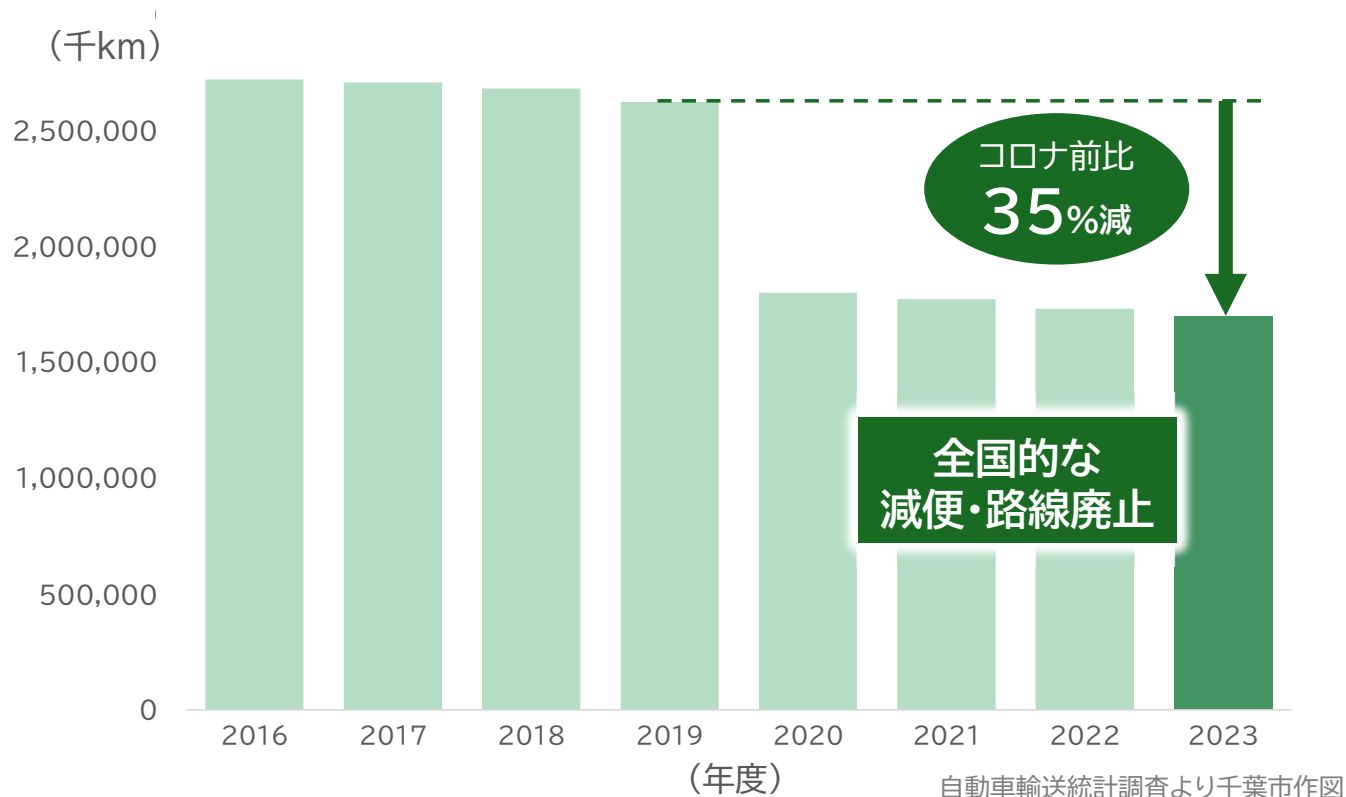
令和6年10月28日(月)

路線バス事業における現状

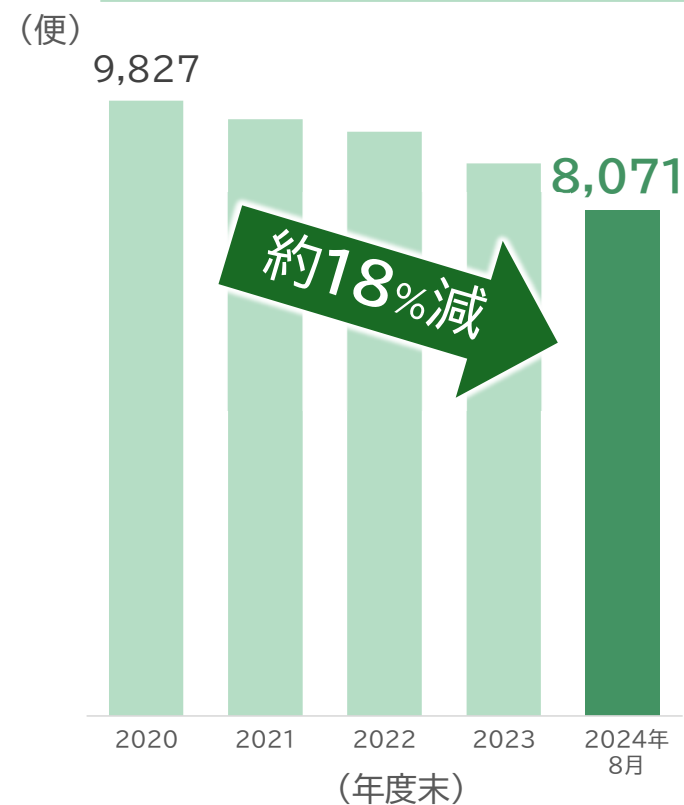


■ 路線バスの減便・路線廃止が相次ぎ、地域住民の生活に影響が生じている。

(全国)路線バス実車キロ



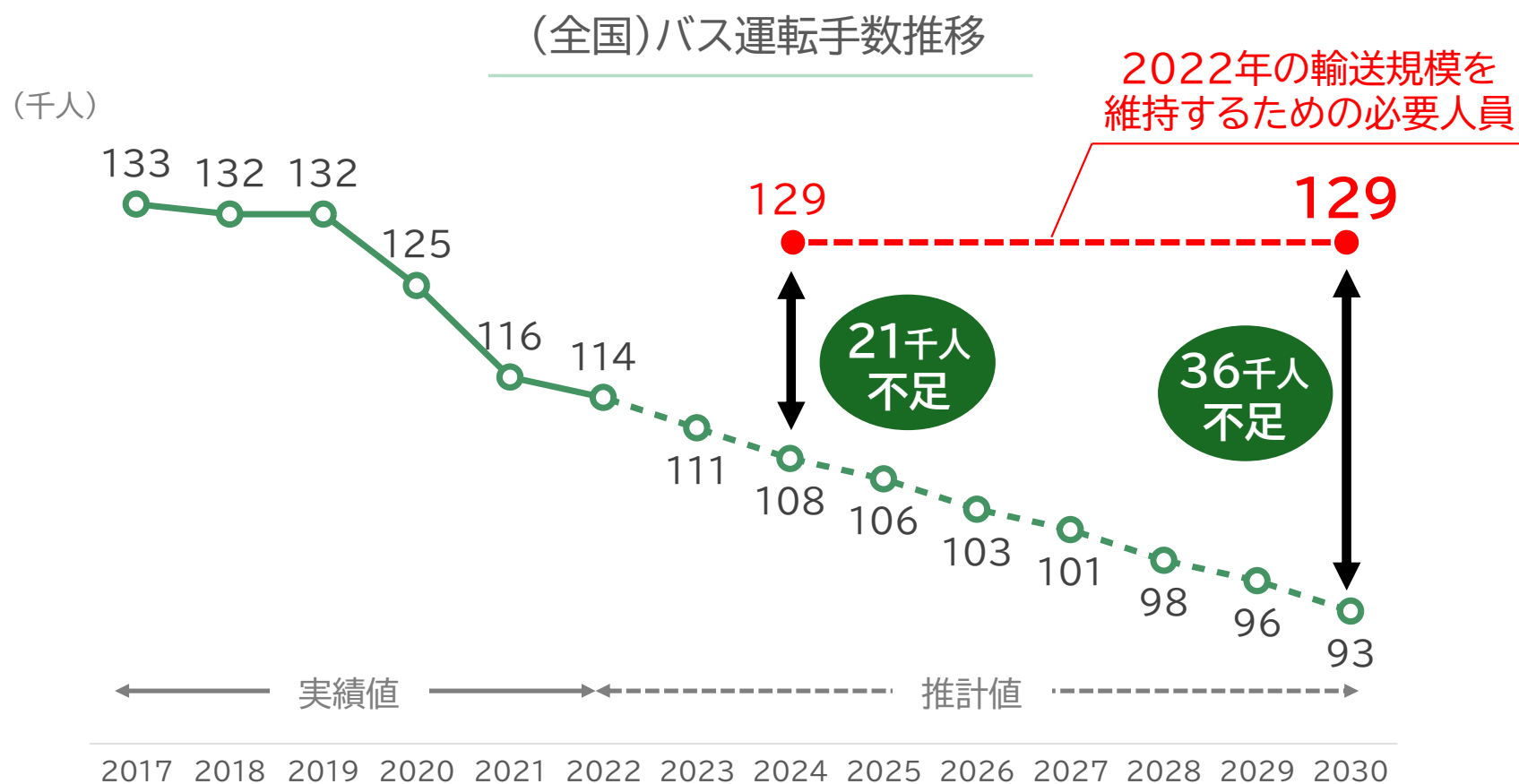
(千葉市内)路線バス便数



路線バス事業における課題 - 運転手不足 -



- 減便・路線廃止が続く要因は、バス運転手不足であり、時間外労働の上限規制により、更に多くの運転手が不足する見込みである。



日本バス協会作成「国土幹線道路部会ヒアリング資料」より千葉市作図

路線バス事業における課題 - 運転手不足 -



- 運転手は中高年の男性が多数を占めている。長時間労働や所得が低いといった状況により、運転手が職業として選ばれにくくなっている。

中高年の男性に依存



男女比率



全産業平均: 54.8%

平均年齢



バス運転手 全産業平均

長労働時間



1か月の労働時間

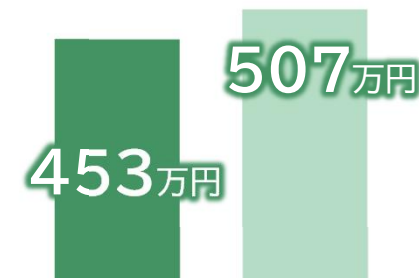


バス運転手 全産業平均

低い所得額



年間所得額



バス運転手 全産業平均

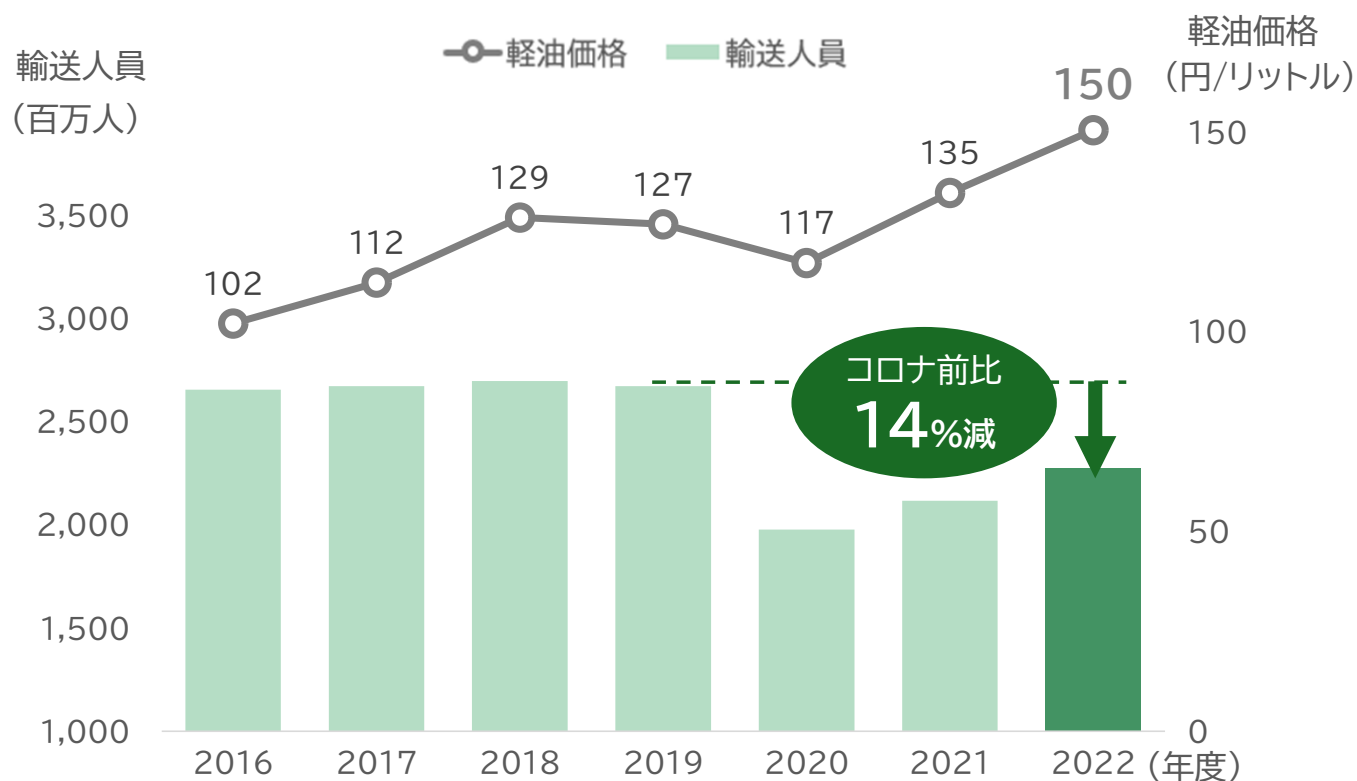
R6交通政策白書より千葉市作図



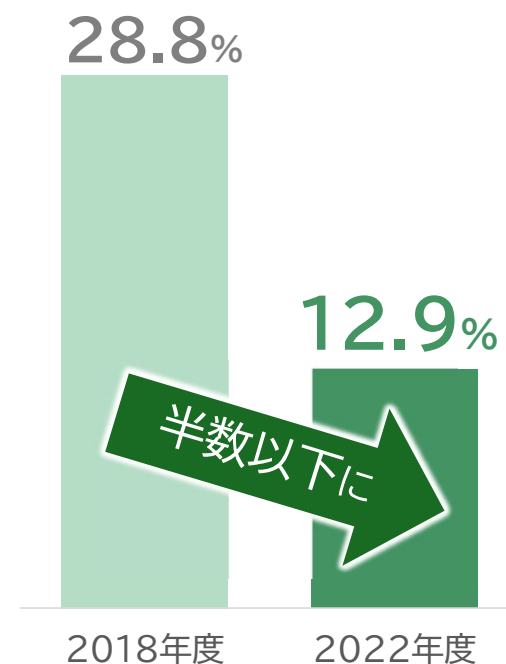
路線バス事業における課題 -経営環境悪化-

- コロナ渦を経た利用低迷や燃料価格の高騰等、路線バス事業者を取り巻く経営環境は厳しく、経営状況が悪化している。

全国軽油価格と三大都市圏路線バス輸送人員※



(全国)黒字路線バス事業者※の割合



R6交通政策白書、資源エネルギー庁石油製品価格調査より千葉市作図

運転手不足に対する取組状況

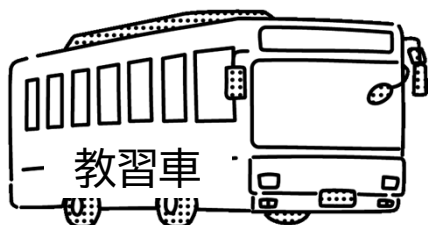


- 国や自治体において、処遇改善に向けた取組や、運転手確保への支援を実施しているが、更なる取組が必要である。

(いずれも年度)

国の取組

二種免許取得補助 (R4～)



特例教習創設・補助 (施行R4・補助R5～)

通常

21歳以上
運転経歴
3年以上

特例教習後

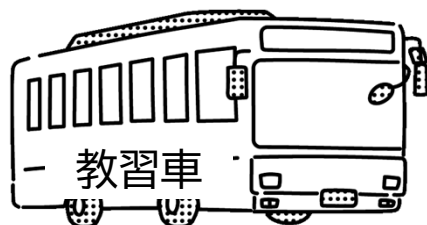
19歳以上
運転経歴
1年以上

採用活動補助(R4～)



千葉市の取組

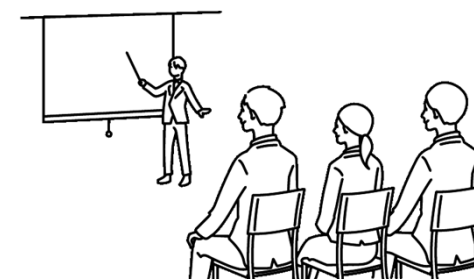
二種免許取得補助 (R2～)



特例教習補助(R6～)



求人イベント補助(R6～)



運転手不足への対策



■ 処遇改善の取組を更に充実させるとともに、多様な人材を多様な働き方で雇用できるような支援や、運転手の労務負担の軽減に取り組むことが必要である。

賃金補助をはじめ給与改善に向けた取組に加えて

労働環境の確保

多様な人材の
雇用につながる設備投資

地域公共交通特定事業によらず
補助されるよう**拡充**
(現行:路線再編時等のみ対象)



多機能トイレ・更衣室

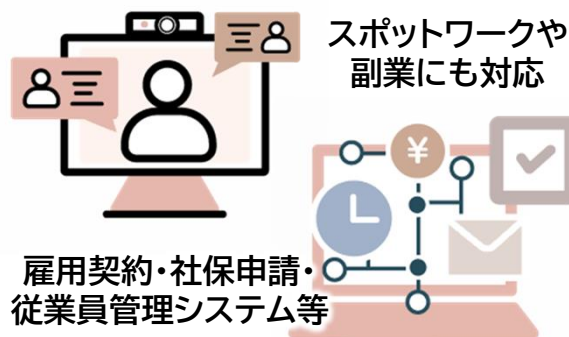


多言語化
対応端末

労務管理体制の整備

多様な働き方に対応する
労務システム導入

労務システム等が
幅広く対象となるよう**拡充**
(現行:勤怠管理システム等が対象)



運転手の負担軽減に 資する車両や設備等の導入

先進安全自動車(ASV)の
導入支援拡充

車検時など車両改修時に対しても
補助されるよう**拡充**
(現行:新車新規登録時のみ対象)



一部イラストは国土交通省 自動車総合安全情報HPより

DX推進による省人化への取組状況 ―自動運転バスの導入―



■ 自動運転バスの導入に向け、デジタルツインを活用するなどの実証実験を実施。
更なる導入促進のために、国の支援の継続及び拡充が必要である。

千葉市の取組

公道での実証実験

H30から幕張新都心を中心とした実証実験を開始



安全性担保の課題

人との衝突回避や荒天時など危険が伴う走行は公道での実証実験が難しい



デジタルツインを活用した実証実験

R6仮想空間上に幕張新都心を再現。様々なシナリオにより安全性を検証



現実空間⇄仮想空間での相互の実証実験により社会実装を早期化

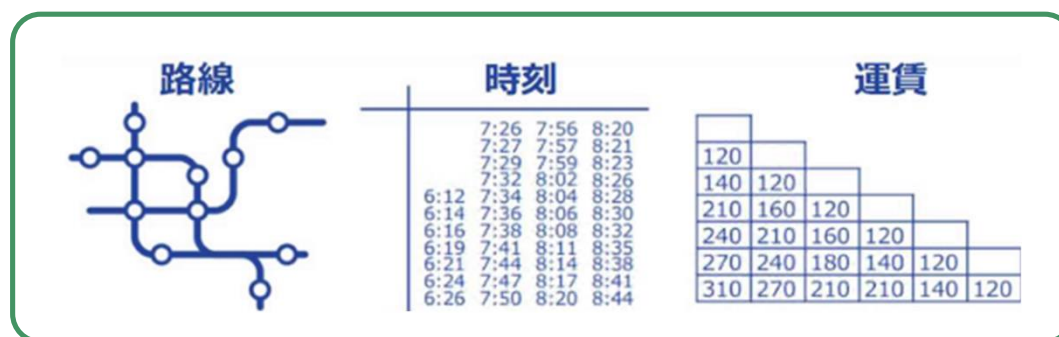
経営環境悪化に対する取組状況

GTFS
=General Transit Feed Specification



路線バス事業者の経営改善や自治体における地域公共交通施策の検討のため、バス情報の標準化とオープンデータ化が必要である。

GTFS化とは



バスデータを誰でも活用できる
標準形式に変換すること

GTFS化

国補助
50%

市補助
50%



実現例



乗換案内・MaaS



デジタルサイネージ

今後活用が見込まれる



交通計画・分析



許認可申請

活用方法

イラストの一部は内閣府 規制改革推進会議 経済活性化ワーキンググループ 経団連「No.75. 交通関連データの集積に向けた共通フォーマットの活用」より

経営環境悪化への対策



■ GTFS普及のためには国による導入支援や技術的支援が必要であり、バス事業者や自治体が活用するための、利用者情報を含むバス情報のオープンデータ化が期待される。

財政的支援の拡充に加えて

専門家派遣や研修実施による 技術的支援の強化

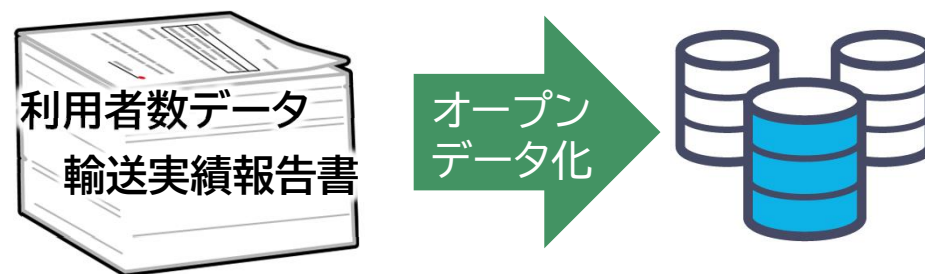


国主導でのGTFS研修会実施



バス情報の整理・可視化と 利用環境整備

国収集・保有情報のオープンデータ化



交通分析・計画立案が戦略的に可能



- ① 運転手の確保・育成のため、国における支援の更なる充実を図ること。
また、多様な人材の雇用を促進するため、路線バス事業者における労働環境の確保、労務管理体制の整備、運転手の負担軽減に資する車両や設備等の導入に対する財政的支援等を拡充すること。
- ② バス事業のDXについて、自動運転バスの導入を一層推進するとともに、国が主導してバス情報のデジタル化・標準化を加速し、路線バス事業者へのシステム整備等に対する財政的支援を拡充することと併せて、専門家の派遣や研修の実施等による技術的支援を強化すること。
また、バス情報を整理・可視化し、各自治体等が必要に応じて利用できる環境を整えること。

幼児教育・保育人材の確保及び定着に向けた支援について(案)

我が国の少子化は、令和5年の出生数が過去最低になるなど、深刻さを増している。令和5年12月に国が策定した「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」では、若年人口が急激に減少する令和12年までをラストチャンスとし、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を基本理念の一つに掲げ、これまでの保育の量的な拡大から幼児教育・保育の質の向上へのシフトの考え方が示された。

しかし、保育の受け皿の拡大に比例するように保育士の有効求人倍率は年々上昇しており、保育現場における人材の確保はますます困難となっている。加えて、幼児教育・保育の質の向上のため、国は、職員配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の創設といった保育人材の需要が高まる施策を打ち出しており、必要な保育人材は今後も増加することが見込まれ、保育士の確保・定着に向けた施策はこれまで以上に重要性を増している。

このような中、住居費が全国平均に比べて高額な九都県市では、保育人材の確保・定着に向けた対策の一つとして、国が実施している宿舍借り上げ支援事業が非常に有効な施策となっており、九都県市内の多くの保育事業者が利用している。しかし、十分な金額と長期の支援が人材の確保・定着につながるにもかかわらず、令和3年度から補助期間が段階的に短縮され、令和2年度以降九都県市域でも多くの自治体で国の補助基準額が引き下げられた。保育士にとって補助期間終了は実質的な収入減となるため、補助期間の短縮が保育人材の定着の妨げとなっている。また、引き下げ後の補助基準額では、同一市町村内であっても地域によっては補助が不足してしまっている。加えて、九都県市内の家賃水準は年々上昇しているにもかかわらず、補助基準額の上限について、制度が始まった平成27年度以降増額の見直しがなされていない。

また、保育士と同様に人材確保が困難になっている幼稚園教諭や医療的ケア児等の専門的支援が必要なこどもたちに対応する看護師、保育施設へ

の配置が義務付けられている調理員・栄養士についても、宿舍借り上げ支援の拡大等により、幼児教育・保育の質の向上のための確実な人材確保につなげる必要がある。

さらに、独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等の退職手当共済制度は、公益性・非営利性を持つ社会福祉法人が経営する民間の社会福祉施設における職員の立場の安定や処遇改善に資する制度として確立されている。保育所等に対する公費助成は現在も継続されているものの、「新子育て安心プラン」の最終年度である令和6年度末までに、他の経営主体とのイコールフッティングの観点等も踏まえ、見直しに向けた結論を得ることとされている。しかし、保育所等は社会福祉法人による経営が未だ多数を占めるため、公費負担の見直しが保育事業全体に与える影響は計り知れない。公費負担が廃止又は縮小されると、社会福祉法人が経営する保育所等の事業者の負担が急増し、安定した保育運営に支障を来すおそれがあり、ひいては保育の質の低下を招きかねない。

そこで、幼児教育・保育人材の確保及び定着に向けた支援について、次の3点を要望する。

- 1 宿舍借り上げ支援の九都県市における国庫補助基準額を令和元年度水準に復元し、さらなる増額を検討すること。また、補助期間を令和2年度と同様の期間に復元すること。
- 2 宿舍借り上げ支援の対象者を看護師、調理員、栄養士に拡大するとともに、幼稚園教諭に対する宿舍借り上げ支援事業を創設すること。
- 3 独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設職員等の退職手当共済に係る公費助成について、現行制度を継続すること。

令和6年 月 日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）	三 原 じゅん子 様
文部科学大臣	あ べ 俊 子 様
厚生労働大臣	福 岡 資 麿 様

九都県市首脳会議

座 長	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	東京都知事	小 池 百合子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市長	山 中 竹 春
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	本 村 賢太郎

令和6年10月28日（月）

第86回九都県市首脳会議

幼児教育・保育人材の確保 及び定着に向けた支援について



「こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)」

- ・ 令和12年までが、少子化傾向を反転

できるかどうかの ラストチャンス

- ・ 保育の量的な拡大から

幼児教育・保育の 質の向上 へ

さいたま市の現状

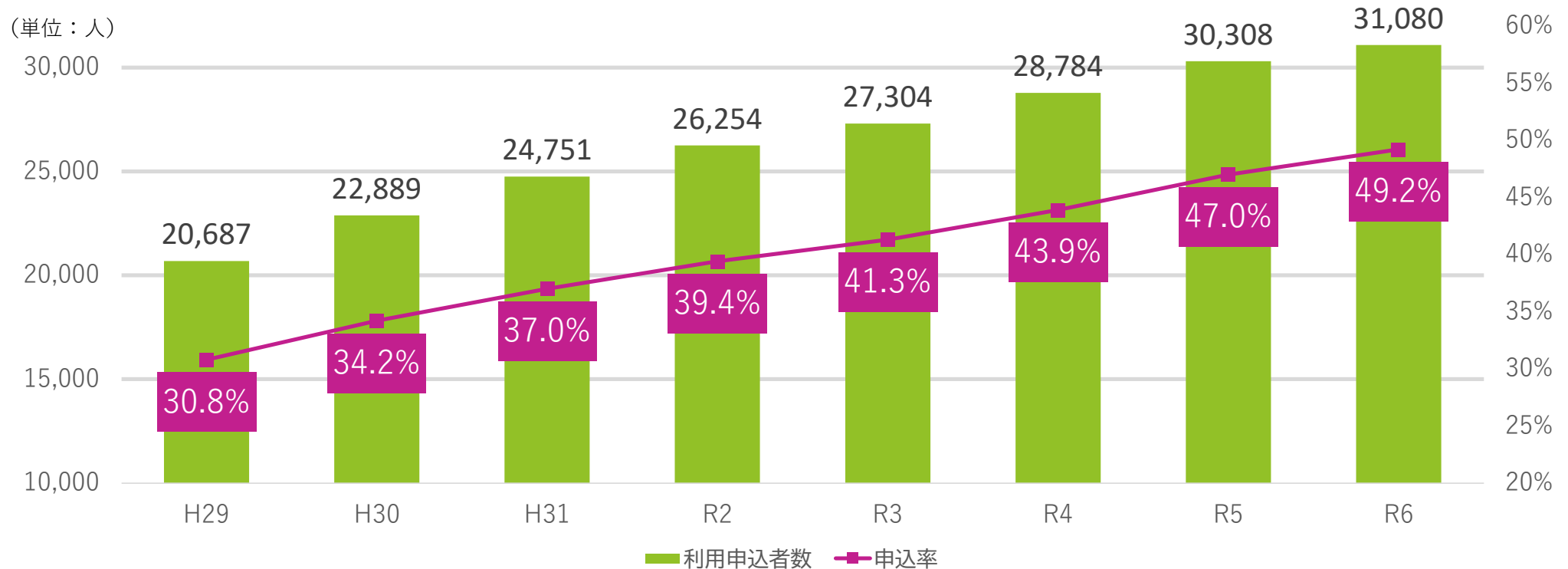
P2

- 就学前児童数は、全国的な傾向と同様に減少傾向だが、共働き世帯の増加により申込者数は増加

→保育需要の増加

認可保育施設への申込者数・申込率（対：就学前児童数）の推移（各年4月現在）

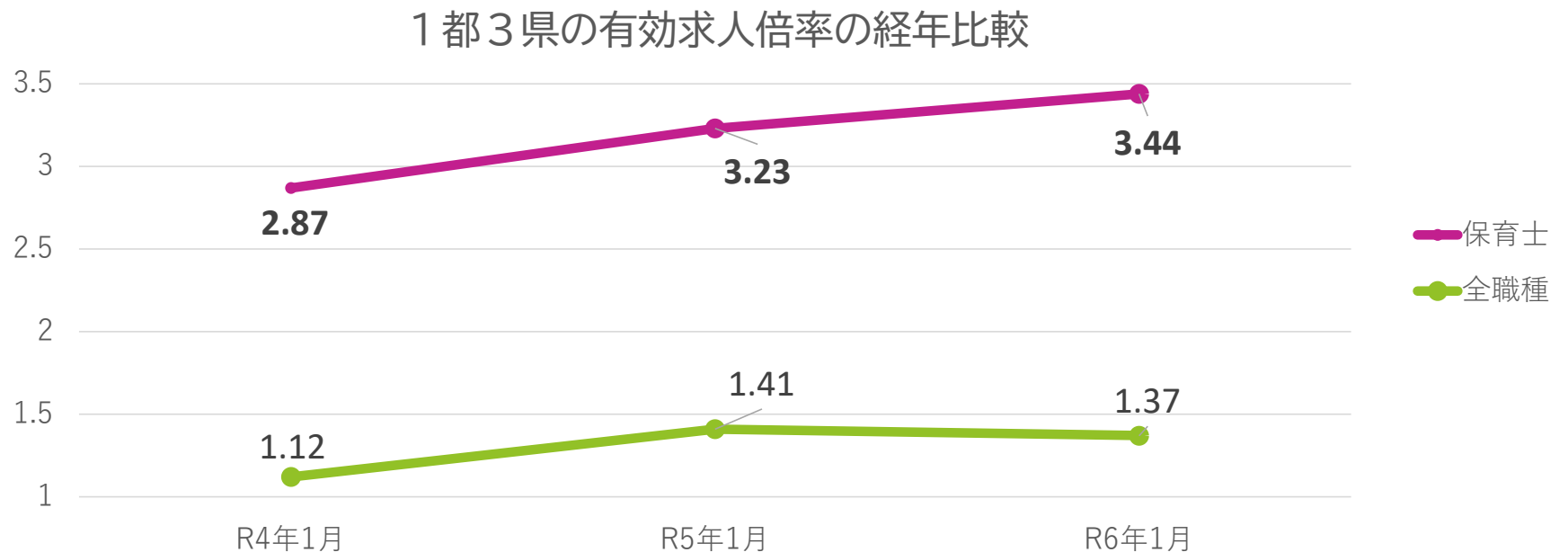
（単位：人）



保育人材不足の状況 ― 有効求人倍率

P3

- 1都3県の保育士の有効求人倍率は年々上昇しており、保育人材の採用は困難な状況が継続



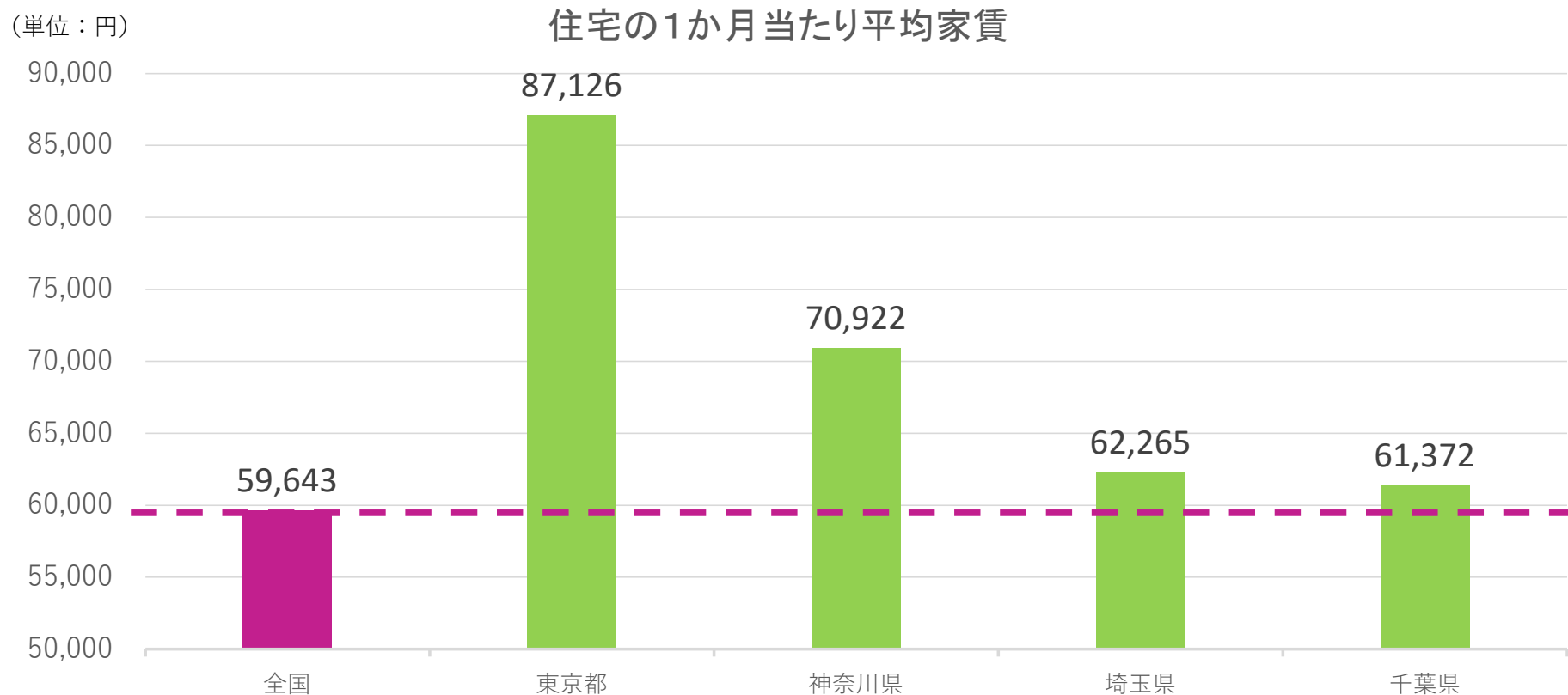
- 加えて、職員配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の創設など、国の施策により必要な保育人材は今後も増加する見込み

出典：厚生労働省「令和4年－令和6年 職業安定業務統計」

宿舎借り上げ支援事業補助金

P4

- 全国平均に比べ、1都3県の住居費は高額 → 人材定着には
宿舎借り上げ支援事業が必要



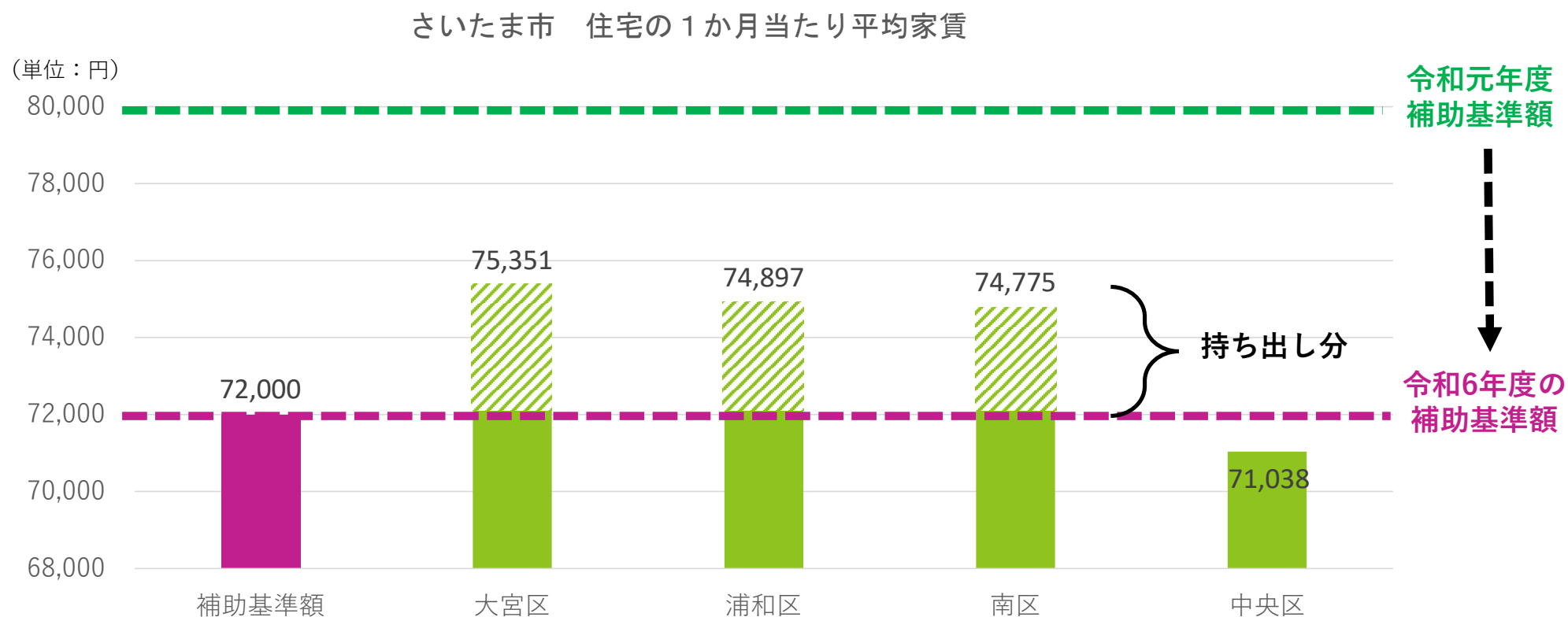
出典：総務省「令和5年 住宅・土地統計調査」

宿舎借り上げ支援事業補助金

P5

●人材確保・定着には、

- ①十分な金額が必要であるにもかかわらず、同一市町村内の地域であっても補助額が不足



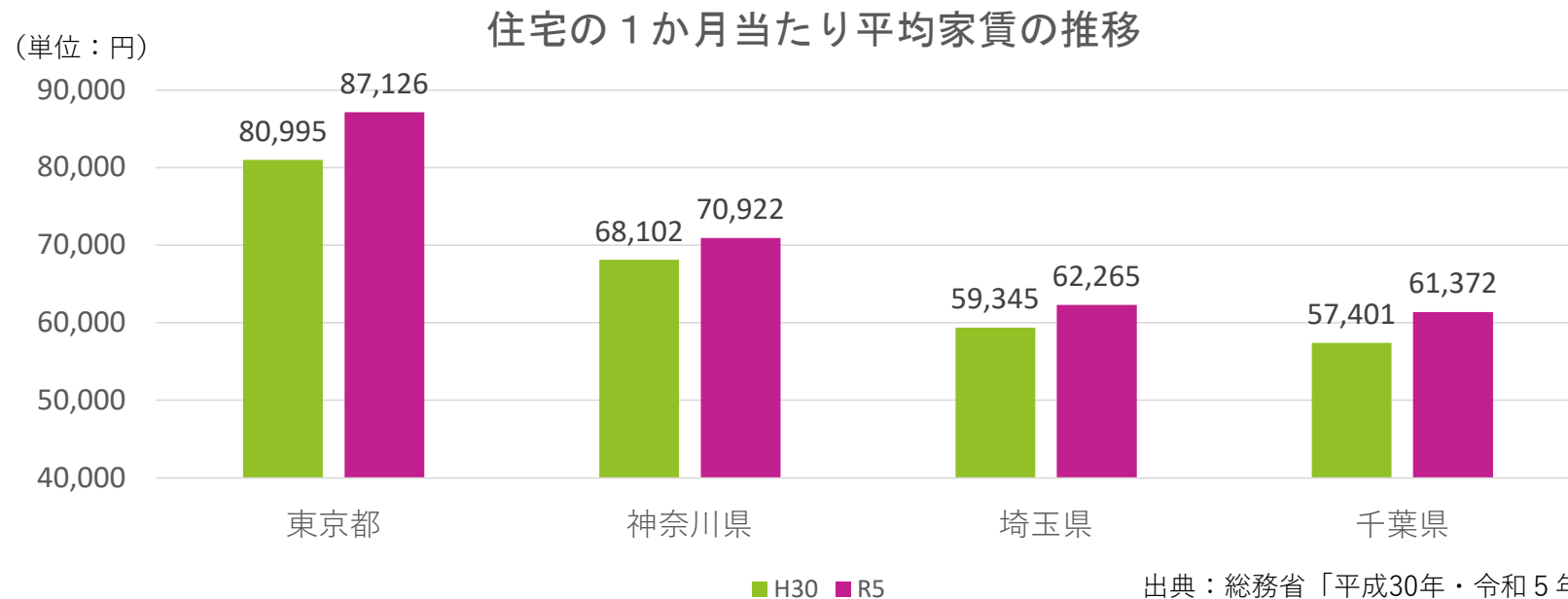
出典：総務省「令和5年 住宅・土地統計調査」

宿舎借り上げ支援事業補助金

P6

●人材確保・定着には、

②九都県市の住居費が増加している状況に鑑み、増額の検討も必要



●人材確保・定着には、

③長期の支援が有効であるが、補助期間が短縮

(～令和2年度：10年間 → 令和6年度：6年間)

➡①～③について補助の拡充が必要

宿舎借り上げ支援事業補助金

P7

- 幼児教育・保育の質の向上のため、宿舎借り上げ支援事業の対象者の拡大が必要



対象

【対象外】

【対象外】



保育士



看護師

※保育士とみなす場合は対象



調理員・栄養士



【対象外】



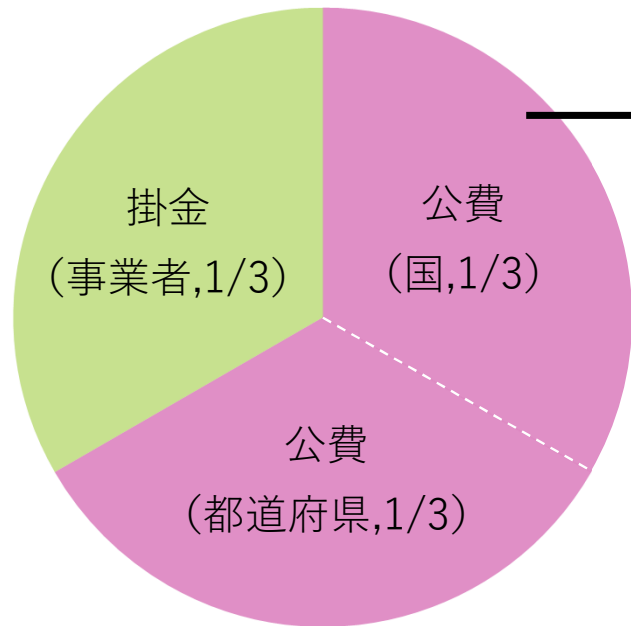
幼稚園教諭

社会福祉施設職員等 退職手当共済制度

P8

- 目的：職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与すること
- 対象：社会福祉法人が運営する保育所等の職員

退職手当共済の内訳



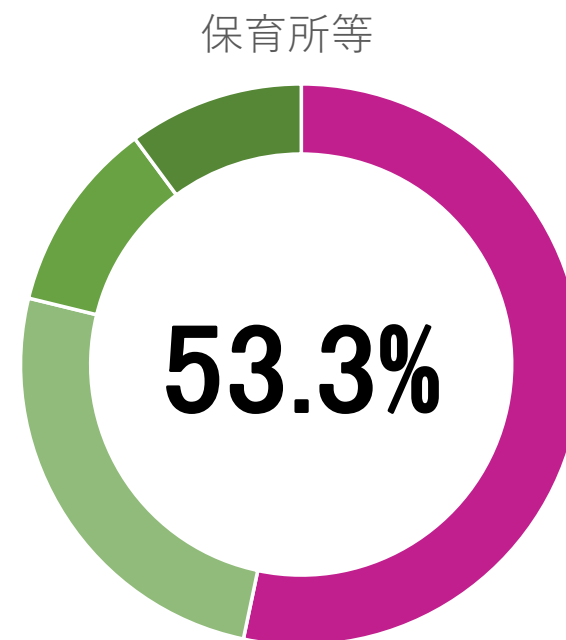
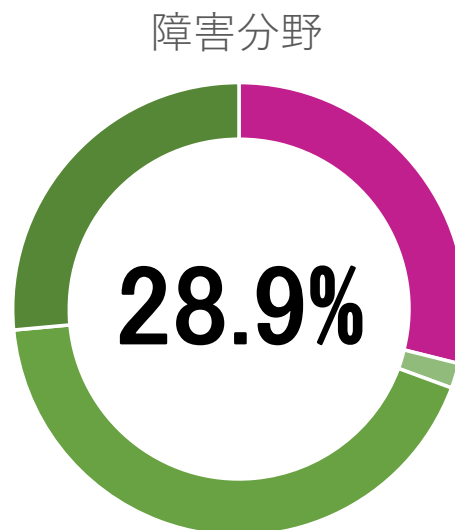
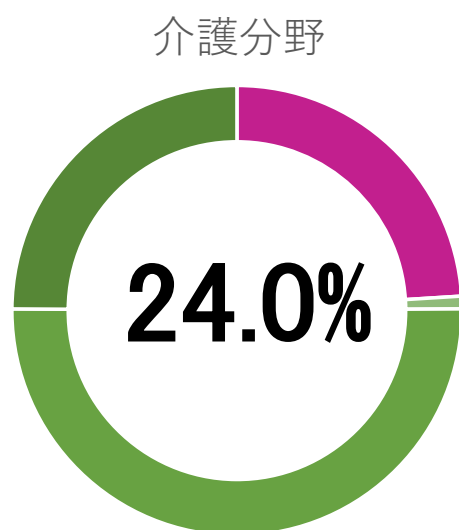
●公費助成について

(社会保障審議会福祉部会)

- ・『新子育て安心プラン』の最終年度である
令和6年度末までに、イコールフットリング
の観点等を踏まえ、見直しを検討
- ・介護及び障害分野の公費助成は既に廃止

●保育所等は非営利の社会福祉法人による経営が多数

各福祉制度の運営主体の割合比較



■社会福祉法人 ■公営 ■営利法人 ■その他

※介護・障害分野は平成30年度、保育所等は令和4年度
出典：第26回社会保障審議会福祉部会 資料
厚生労働省「令和4年 社会福祉施設等調査」

●公費助成の見直しは保育事業全体に影響大

➡保育の質の低下を招きかねない

- 1 宿舎借り上げ支援の九都県市における国庫補助基準額を令和元年度水準に復元し、さらなる増額を検討すること。また、補助期間を令和2年度と同様の期間に復元すること。
- 2 宿舎借り上げ支援の対象者を看護師、調理員、栄養士に拡大するとともに、幼稚園教諭に対する宿舎借り上げ支援事業を創設すること。
- 3 独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設職員等の退職手当共済に係る公費助成について、現行制度を継続すること。